東みよし町過疎地域持続的発展計画

（令和３年度～令和９年度）

令和３年９月

令和４年５月一部変更

徳島県東みよし町

目　次

東みよし町三好区域過疎地域持続的発展計画

1.　基本的な事項. 3
（1）三好区域の概況. 3
ア　三好区域の自然的､歴史的､社会的､経済的諸条件の概要. 3
イ　三好区域における過疎の状況. 4
ウ　産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県総合計画等における位置付け等に配慮した社会経済発展の方向の概要. 5
（2）人口及び産業の推移と動向. 5
（3）行財政の状況. 8
（4）地域の持続的発展支援の基本方針. 10
（5）地域の持続的発展のための基本目標. 11
（6）計画の達成状況の評価に関する事項. 12
（7）計画期間. 12
（8）公共施設等総合管理計画との整合. 12
2.移住・定住・地域間交流の促進、人材育成. 12
（1）現況と問題点. 12
（2）その対策. 12
（3）計画. 12
（4）公共施設等総合管理計画等との整合. 12
3.産業の振興. 13
（1）現況と問題点. 13
（2）その対策. 15
（3）計画. 17
（4）産業振興促進事項. 18
（5）公共施設等総合管理計画等との整合. 19
4.地域における情報化. 19
（1）現況と問題点. 19
（2）その対策. 19
（3）計画. 19
（4）公共施設等総合管理計画との整合. 20
5.交通施設の整備、交通手段の確保. 20
（1）現況と問題点. 20
（2）その対策. 21
（3）計画. 21
（4）公共施設等総合管理計画との整合. 22
6.生活環境の整備. 23
（1）現況と問題点. 23

(2) その対策 25
(3) 計画 27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 28
7. 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進 28
(1) 現況と問題点 28
(2) その対策 29
(3) 計画 30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 31
8. 医療の確保 31
(1) 現況と課題 31
(2) その対策 32
(3) 計画 32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 32
9. 教育の振興 33
(1) 現況と問題点 33
(2) その対策 35
(3) 計画 36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 38
10. 集落の整備 38
(1) 現況と問題点 38
(2) その対策 38
11. 地域文化の振興等 38
(1) 現況と問題点 38
(2) その対策 39
(3) 計画 40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 40
12. 再生可能エネルギーの利用の促進 40
(1) 現況と問題点 40
(2) その対策 41
事業計画（令和 3 年度～令和 9 年度）過疎地域持続的発展特別事業 41

東みよし町三好区域過疎地域持続的発展計画

1. 基本的な事項

(1) 三好区域の概況

ア　三好区域の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

沿革

三好の三は天地人、山水人の三要素を表すとともに、当区域構成の昼間、足代、東山の三文字にも通じ、調和と融和発展を表すもので、昼間は「ひ沼」から足代は「あじろ」から変化したと言われ、東山は箸蔵山を中心にして、西山と並べられたと伝えられる。

明治 19 年に昼間村と東山村が合併し昼間村となった。足代村は、同年加茂と合併、加茂村（旧三加茂町）となったが、明治 25 年分離独立した。大正 14 年昼間村は、町制施行して昼間町となる。昭和 30 年 3 月 21 日昼間町と足代村が合併して三好町となり、平成 18 年 3 月 1 日三加茂町との合併により東みよし町となり現在に至っている。

位置

徳島県の西部、吉野川上流の北岸に位置し、東は旧三野町、西は旧池田町、南は吉野川を境に旧井川町、旧三加茂町と接し、北は阿讃山頂の分水嶺を境に香川県に接している。
東西 7.3㎞、南北 7.8㎞、総面積は 54.78k ㎡である。

地質

山地は和泉砂岩層、平地は洪積層、沖積層で、中央構造線が町内を東西に走り、小川谷、原谷、金江谷、馬木谷、湯谷、切谷川などに断層が露出し、青土、黒土の露頭がよく現れている。

地勢

阿讃山脈を背に南に面し、伊月谷、黒川原谷、馬木谷、小川谷川、その他、数条の小河川が南流し吉野川に注いでいる。

日照豊で年平均気温 13.9℃で年間雨量 1,300 ㎜前後の温暖な気候に恵まれている。

総面積の約 8 割が山地で急傾斜地が多いが、比較的ゆるやかな斜面には耕地が開かれ、集落が点在している。

吉野川沿いには帯状の水田地帯が広がり、その北側すなわち山地との間一帯には台地が連なり畑地帯を形成し、これら平坦地に集落の大半も帯状に連なっている。

経済的諸条件

当区域の 48.2%に当たる 558ha が農業振興地域に指定され、以前は農業的性格が非常に強い地域であったが、山間部では後継者不足から過疎化・耕地の遊休化が進み、山林地に帰さなければ維持できない農地が増加し、平地部では、宅地化・兼業化による耕作者不足や生産基盤、生活基盤の弱体化が大きな問題となっている。

山林面積は区域の 8 割を占めているが 1 戸あたりの平均保有面積は、約 2ha と経営規模が小さい上に、林業従業者の減少と高齢化のため林業依存度は低い。しかし、ここ数年森林組合が中心となって、森林総合整備計画の推進など、経営の改善を目指し、種々の事業を行っている。また、シイタケ等特殊林産物の商品化も伸びつつある。

漁業は、吉野川内水面漁業で夏季のアユを主体としているが、副業又は趣味の域を脱していない状況である。

本区域の幹線道路は、旧池田町から吉野川下流の県東部へとつながる吉野川北岸幹線の主要地方道鳴門池田線と高速道路北側の 10m側道(町道光下新町線・新町伊月線　以下「10m側道」とする。)の 2 本が平地部を東西に走り、また、昼間地区から山間部を縫い香川県側へ抜ける主要地方道丸亀三好線が北側へ向かって延びており、この 3 本が東西、南北の軸線となっている。この他、県道昼間辻線と県道三加茂三好線が、吉野川をそれぞれ美濃田大橋、三三大橋を経由して旧井川町、旧三加茂町へとつながっている。

徳島自動車道は平成 12 年 3 月に井川池田～川之江間が開通し、松山、高知へと高速道路で結ばれた。また、美濃田の淵に吉野川サービスエリアが設置され、そこに隣接して地域拠点整備事業を活用して吉野川ハイウェイオアシスが建設された。平成 16 年 10 月 31 日から社会実験が行われていた ETC 専用インターチェンジが（高速道路の利用時に料金所（入口、出口）検札所の通過をスムーズに行うために自動で料金を精算するシステム。*ETC：Electronic Toll Collection System 以下「ETC」とする。）平成 18 年 10 月 1 日に恒久化され、生活、通勤、各産業等への利便性が大きく向上したところである。さらに平成 27 年 3 月には徳島自動車道の徳島～鳴門間が延伸し、本地区は神戸市や大阪市などの大都市とも直接高速道路で結ばれた。今後、さらに「高速道路を活かした町づくり」を推進するために、周辺の道路を整備促進する必要がある。

県道鳴門池田線においては、交通安全対策として自歩道工事が進められ、早期に現区間の事業が完了した。県道丸亀三好線については、バイパス道路の供用や改良工事が進められている。しかし、東山小学校の手前が未改良であり、また山地部では急峻でカーブも多いため、交通に支障をきたしている。これらの工区についても早期着手を県に要望していく必要がある。

町道においては、総延長約 238km で、平地部の高速道路周辺は一部改良が出来たものの、現在でも整備出来ていない道路が多く、山間部の道路については、過疎化が進む中で適切な維持管理がこれからの課題である。

また、国道 32 号の新猪の鼻トンネルの完成により、瀬戸内経済圏との経済、教育、観光などで交流人口が一層拡大すると推測されるので、これを活かしたまちづくりを進める必要がある。

イ　三好区域における過疎の状況

当区域における人口の推移を見ると、昭和 30 年代後半からの高度経済成長期には若年層を中心とする人口の流出が顕著となり、昭和 35 年 8,323 人から 5 年ごとの増減率は昭和 35 年～昭和 40 年が△11.5%、昭和 40 年～昭和 45 年が△14.3%となっている。

経済の安定成長期に入った昭和 45 年～昭和 50 年にかけては△4.1%と減少傾向は少しずつ鈍化し、昭和 50 年を底に昭和 50 年～昭和 55 年が 1.9%と増加に転じ、昭和 55～昭和 60 年が 0.6%、昭和 60～平成 2 年が 0.1%と徐々に回復してきていたが、平成 7 年～平成 12 年は△0.9%と減少に転

じて以降、減少率が拡大してきている。平成 12 年の数値によると、吉野川ハイウェイオアシスなどの働く場の増加により 15 歳～29 歳までは 10.3%も増加したが、平成 17 年には再び△4.6%の減少に転じている。また、平成 22 年には 65 歳以上が△1.7%の減少に転じ、全ての世代の人口が減少しており、平成 27 年は 0 歳～64 歳までは減少しているが、65 歳以上の割合は増加し高齢者比率が高くなってきている状況である。(表 1-1(1))

東みよし町人口ビジョンによる人口の見通しについては、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口と比べて、令和 22 年度において 1,400 人程度、令和 42 年度において 2,500 人程度の人口減少抑制効果を見込み、令和 22 年度は約 10,500 人、令和 42 年度においては約 7,500 人の人口を保つことを長期的目標としている。また、中期的な目標として令和 11 年度に約 13,000 人以上の人口を維持することとしている。(表 1-1 (2))

旧三好町時代は、各種施策の計画的な推進による過疎脱却を図るため、昭和 45 年 8 月に過疎地域対策緊急措置法に基づく三好町過疎地域振興計画を、さらに昭和 55 年度からは過疎地域振興特別措置法による三好町過疎地域振興計画、また平成 2 年 9 月には過疎地域活性化特別措置法により三好町過疎地域活性化計画をそれぞれ策定してきた。

これらの計画により交通通信体系の整備では、主に町道、農林道の新設・改良舗装等の整備、産業の振興では農村総合整備モデル事業、流域公益保全林整備事業、地域農業振興事業、地場産業の振興では特産品開発などを実施している。

観光又はレクリエーションでは、吉野川ハイウェイオアシスや ETC 専用スマートインターチェンジを中核とした交流人口の拡大を図るとともに特産品開発に成果をあげている。また公共下水道下排水事業が平成 10 年より始まり、生活環境の整備とともに自然環境の保全を図っている。福祉事業ではデイサービス事業、高齢者移送サービス等を実施している。

ウ　産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県総合計画等における位置付け等に配慮した社会経済発展の方向の概要

昭和 45 年以来、三好町過疎地域振興計画をはじめ、各種計画の推進による長年の努力によって、産業基盤、交通通信体系、環境整備等の実現が図られた。この間小規模ながら若干の企業立地があったもののその後の経済の低迷に伴い事業所数は減少している。

また、隣接町や近郊都市への通勤が顕著となっている。毎年第 1 次産業、第 2 次産業就業人口がともに減少しており、第 3 次産業に従事する人口が増加してきている。就労人口は平成 7 年に増加を示したが近年はまた減少傾向を示している。(表 1-1(3))

(2) 人口及び産業の推移と動向

昭和 35 年に 8,323 人であった当区域の人口は昭和 40 年に 7,365 人、昭和 50 年に 6,054 人と激減した。昭和 55 年 6,166 人から平成 7 年 6,228 人へと一時は増加傾向を示したが平成 17 年には再び減少し始め、平成 22 年には 65 歳以上の高齢層も含め全ての世代が減少している。これは、昭和 30 年代からの高度経済成長期の人口流出が、昭和 45 年度より策定した過疎地域振興計画等で積極的に各種事業を推進した結果、一時的に歯止めがかかったものの、平成 7 年以降は少子化の影響で 0 歳～14 歳までの人口の減少と 15 歳～29 歳の若年層の減少と流出が進んでいることが伺える。(表 1-1(1))

また、区域内を地区別にみると、平地部にある昼間、足代地区は比較的緩やかな減少となっているが生活の利便性にやや難点のある東山地区では人口の減少が続いており、地区の特性に合わせた対策が必要となっている。今後は、東山地区を中心とした山間部の高齢者対策等はもちろん、若者に魅力ある自然を活かした施策を推進し、平地部においては、吉野川ハイウェイオアシスやETC専用スマートインターチェンジを中心とした企業誘致や交流人口の拡大をはじめとする社会環境の整備を推進する必要がある。

産業別就業者人口の総数は、高齢者の増加及び若年層の流出によって毎年減少している。内容を見てみると第1次産業従事者・第2次産業従事者ともに、昭和35年以降急激に減少している。これは近年の企業のグローバル化による生産拠点の海外進出やバブル崩壊後、第2次産業の再生が進んでいないことを示している。また、サービス経済化や知識集約化の方向に産業構造の転換が進んでいることから、第3次産業は増加している。(表1-1(3))

これからも、第1次、第2次産業就業者数は減少し、第3次産業就業者数が増加していくものと予想されるが、当区域の基幹産業である農業の活性化を図るために情報収集の能力を強化するとともに、地域にあった一次産品の選択効率的な生産高付加価値化、独自の流通販売網の整備、広報宣伝の強化等、地域特産物に係る生産、加工、流通、販売といった分野も一貫して行うなど「複合的経営手法」の積極的導入が必要である。

表1－1（1）人口の推移（国勢調査）　旧三好町

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 8,323	人 7,365	% △ 11.5	人 6,312	% △ 14.3	人 6,054	% △ 4.1	人 6,166	% 1.9	人 6,206	% 0.6	人 6,213	% 0.1	人 6,228	% 0.2	人 6,174	% △ 0.9	人 6,009	% △ 2.7	人 5,753	% △ 4.3	人 5,561	% △ 3.3
0歳～14歳	3,254	2,479	△ 23.8	1,672	△ 32.6	1,270	△ 24.0	1,241	△ 2.3	1,271	2.4	1,295	1.9	1,188	△ 8.3	1,023	△ 13.9	854	△ 16.5	744	△ 12.9	692	△ 7.0
15歳～64歳	4,405	4,226	△ 4.1	3,936	△ 6.9	4,039	2.6	4,067	0.7	3,962	△ 2.6	3,761	△ 5.1	3,613	△ 3.9	3,570	△ 1.2	3,502	△ 1.9	3,384	△ 3.4	3,138	△ 7.3
うち15歳～29歳（a）	1,399	1,203	△ 14.0	1,034	△ 14.0	1,165	12.7	1,091	△ 6.4	949	△ 13.0	753	△ 20.7	815	8.2	899	10.3	858	△ 4.6	695	△ 19.0	650	△ 6.5
65歳以上（b）	664	660	△ 0.6	704	6.7	745	5.8	858	15.2	973	13.4	1,157	18.9	1,427	23.3	1,581	10.8	1,653	4.6	1,625	△ 1.7	1,731	6.5
（a）/総数 若年者比率	% 16.8	% 16.3	-	% 16.4	-	% 19.2	-	% 17.7	-	% 15.3	-	% 12.1	-	% 13.1	-	% 14.6	-	% 14.3	-	% 12.1	-	% 11.7	-
（b）/総数 高齢者比率	% 8.0	% 9.0	-	% 11.2	-	% 12.3	-	% 13.9	-	% 15.7	-	% 18.6	-	% 22.9	-	% 25.6	-	% 27.5	-	% 28.2	-	% 31.1	-

表1－1（1）人口の推移（国勢調査）　東みよし町

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 20,400	人 18,548	% △ 9.1	人 18,176	% △ 12.8	人 15,520	% △ 4.1	人 15,610	% 0.6	人 15,827	% 1.4	人 15,908	% 0.5	人 15,993	% 0.5	人 16,199	% 1.3	人 15,611	% △ 3.6	人 15,044	% △ 3.6	人 14,638	% △ 2.7
0歳～14歳	7,888	6,125	△ 22.4	4,323	△ 29.4	3,376	△ 21.9	3,253	△ 3.6	3,248	△ 0.2	3,186	△ 1.9	2,964	△ 7.0	2,675	△ 9.8	2,250	△ 15.9	1,875	△ 16.7	1,730	△ 7.7
15歳～64歳	10,937	10,731	△ 1.9	10,060	△ 6.3	10,188	1.3	10,170	△ 0.1	10,084	△ 0.9	9,736	△ 3.5	9,368	△ 3.9	9,361	△ 0.1	9,013	△ 3.7	8,728	△ 3.2	8,115	△ 7.0
うち15歳～29歳（a）	3,510	3,098	△ 11.7	2,732	△ 11.8	3,005	10.0	2,748	△ 8.6	2,424	△ 11.8	2,117	△ 12.7	2,155	1.8	2,421	12.3	2,159	△ 10.8	1,785	△ 17.3	1,662	△ 6.9
65歳以上（b）	1,575	1,692	7.4	1,793	6.0	1,956	9.1	2,179	11.4	2,495	14.5	2,986	19.7	3,661	22.6	4,163	13.7	4,348	4.4	4,441	2.1	4,793	7.9
（a）/総数 若年者比率	% 17.2	% 16.7	-	% 16.9	-	% 19.4	-	% 17.6	-	% 15.3	-	% 13.3	-	% 13.5	-	% 14.9	-	% 13.8	-	% 11.9	-	% 11.4	-
（b）/総数 高齢者比率	% 7.7	% 9.1	-	% 11.1	-	% 12.6	-	% 14.0	-	% 15.8	-	% 18.8	-	% 22.9	-	% 25.7	-	% 27.9	-	% 29.5	-	% 32.7	-

表1-1 (2)　人口の見通し（東みよし町人口ビジョン）　東みよし町

	戦略人口															
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
総　数	**13,867**	**13,786**	**13,705**	**13,623**	**13,542**	**13,461**	**13,373**	**13,284**	**13,197**	**13,108**	**13,020**	**12,930**	**12,839**	**12,748**	**12,657**	**12,567**
0～4	466	468	466	462	456	448	452	452	451	447	441	445	447	447	445	439
5～9	555	541	528	515	505	496	490	484	482	480	478	474	472	470	470	472
10～14	566	550	543	543	552	569	541	521	508	505	510	492	480	477	480	492
15～19	507	490	477	471	471	476	467	462	463	468	479	457	442	432	428	430
20～24	386	428	446	438	404	345	387	406	401	374	323	368	391	391	370	325
25～29	567	541	524	520	524	541	513	492	480	478	483	460	446	440	440	450
30～34	644	634	622	611	600	588	583	579	575	573	571	559	546	534	522	510
35～39	696	688	681	676	672	669	655	642	629	618	609	603	598	596	595	595
40～44	816	795	773	750	727	704	699	695	689	683	676	665	653	640	627	612
45～49	881	870	859	849	840	831	807	784	761	740	719	712	705	700	695	690
50～54	753	782	810	837	864	888	881	872	862	851	837	818	796	775	751	726
55～59	884	861	838	816	795	773	800	827	855	883	913	902	891	881	871	861
60～64	1,126	1,077	1,031	985	941	900	876	853	830	809	789	816	843	871	901	933
65～69	1,273	1,234	1,200	1,170	1,143	1,120	1,069	1,022	979	940	904	877	853	831	811	793
70～74	1,204	1,204	1,204	1,206	1,211	1,217	1,182	1,150	1,122	1,098	1,077	1,031	988	948	912	880
75～79	712	789	870	953	1,038	1,126	1,115	1,110	1,111	1,118	1,130	1,091	1,060	1,036	1,018	1,009
80～84	713	781	804	782	715	602	782	909	982	1,001	966	1,059	1,105	1,106	1,061	969
85～	1,118	1,053	1,029	1,039	1,084	1,168	1,074	1,024	1,017	1,042	1,115	1,101	1,123	1,173	1,260	1,381
男　計	**6,680**	**6,640**	**6,600**	**6,559**	**6,519**	**6,479**	**6,434**	**6,389**	**6,345**	**6,300**	**6,255**	**6,205**	**6,155**	**6,104**	**6,054**	**6,004**
0～4	239	240	239	237	234	230	232	232	231	229	226	228	229	229	228	225
5～9	292	283	275	267	260	254	251	248	247	246	245	243	242	241	241	242
10～14	281	276	276	279	287	299	283	271	263	260	261	252	246	244	246	252
15～19	262	251	242	237	235	236	235	235	239	244	252	239	230	223	220	220
20～24	205	226	234	229	210	178	198	206	202	187	160	185	199	201	192	171
25～29	306	291	281	278	279	287	271	259	251	248	249	236	227	222	220	223
30～34	314	315	315	316	317	317	313	310	307	305	303	295	287	279	271	263
35～39	361	353	345	338	332	326	325	325	325	326	328	324	320	318	316	315
40～44	424	413	401	389	377	365	358	352	344	337	329	330	330	330	330	329
45～49	438	436	434	433	432	431	418	406	394	383	372	364	356	349	342	335
50～54	373	387	401	415	428	440	440	439	438	436	433	423	411	400	388	375
55～59	415	407	400	393	387	381	394	407	421	435	450	448	446	445	444	443
60～64	562	531	501	472	444	418	410	403	396	390	385	398	411	425	440	456
65～69	660	633	609	587	567	550	518	488	461	436	413	404	396	390	385	381
70～74	598	600	602	606	611	617	592	570	550	532	517	488	461	436	413	393
75～79	336	374	414	455	497	541	536	535	538	545	555	528	506	489	476	469
80～84	279	298	306	303	289	263	327	376	410	429	432	458	472	475	466	445
85～	335	326	325	325	333	346	333	327	328	332	345	362	386	408	436	467
女　計	**7,187**	**7,146**	**7,105**	**7,064**	**7,023**	**6,982**	**6,939**	**6,895**	**6,852**	**6,808**	**6,765**	**6,725**	**6,684**	**6,644**	**6,603**	**6,563**
0～4	227	228	227	225	222	218	220	220	220	218	215	217	218	218	217	214
5～9	263	258	253	248	245	242	239	236	235	234	233	231	230	229	229	230
10～14	285	274	267	264	265	270	258	250	245	245	249	240	234	233	234	240
15～19	245	239	235	234	236	240	232	227	224	224	227	218	212	209	208	210
20～24	181	202	212	209	194	167	189	200	199	187	163	183	192	190	178	154
25～29	261	250	243	242	245	254	242	233	229	230	234	224	219	218	220	227
30～34	330	319	307	295	283	271	270	269	268	268	268	264	259	255	251	247
35～39	335	335	336	338	340	343	330	317	304	292	281	279	278	278	279	280
40～44	392	382	372	361	350	339	341	343	345	346	347	335	323	310	297	283
45～49	443	434	425	416	408	400	389	378	367	357	347	348	349	351	353	355
50～54	380	395	409	422	436	448	441	433	424	415	404	395	385	375	363	351
55～59	469	454	438	423	408	392	406	420	434	448	463	454	445	436	427	418
60～64	564	546	530	513	497	482	466	450	434	419	404	418	432	446	461	477
65～69	613	601	591	583	576	570	551	534	518	504	491	473	457	441	426	412
70～74	606	604	602	600	600	600	590	580	572	566	560	543	527	512	499	487
75～79	376	415	456	498	541	585	579	575	573	573	575	563	554	547	542	540
80～84	434	483	498	479	426	339	455	533	572	572	534	601	633	631	595	524
85～	783	727	704	714	751	822	741	697	689	710	770	739	737	765	824	914

表1－1(3)　産業別人口の動向(国勢調査)　旧三好町

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 3,967	人 3,573	% △ 9.9	人 3,412	% △ 4.5	人 3,315	% △ 2.8	人 3,374	% 1.8	人 3,280	% △ 2.8
第一次産業 就業人口比率	% 71.7	% 66.6	－	% 60.3	－	% 42.6	－	% 34.9	－	% 29.6	－
第二次産業 就業人口比率	% 11.1	% 14.1	－	% 17.5	－	% 29.9	－	% 33.0	－	% 34.4	－
第三次産業 就業人口比率	% 17.2	% 19.3	－	% 22.2	－	% 27.5	－	% 32.1	－	% 36.0	－
分類不能 就業人口比率	% 0.0	% 0.0	－	% 0.0	－	% 0.0	－	% 0.0	－	% 0.0	－

区　分	平成　2年		平成　7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 3,181	% △ 3.0	人 3,217	% 1.1	人 3,104	% △ 3.5	人 2,979	% △ 4.0	人 2,724	% △ 8.6	人 2,794	% 2.6
第一次産業 就業人口比率	% 24.1	－	% 20.9	－	% 14.9	－	% 13.8	－	% 10.6	－	% 10.4	－
第二次産業 就業人口比率	% 36.1	－	% 36.6	－	% 34.3	－	% 28.4	－	% 26.4	－	% 26.1	－
第三次産業 就業人口比率	% 39.8	－	% 42.5	－	% 50.8	－	% 57.8	－	% 63.1	－	% 63.6	－
分類不能 就業人口比率	% 0.0	－	% 0.0	－	% 0.0	－	% 0.0	－	% 0.0	－	% 0.0	－

表1－1(3)　産業別人口の動向(国勢調査)　東みよし町

区　分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 9,953	人 8,809	% △ 11.5	人 8,659	% △ 1.7	人 8,194	% △ 5.4	人 8,347	% 1.9	人 8,156	% △ 2.3
第一次産業 就業人口比率	% 69.5	% 62.5	－	% 55.8	－	% 40.2	－	% 33.3	－	% 27.3	－
第二次産業 就業人口比率	% 11.8	% 15.4	－	% 19.8	－	% 29.5	－	% 31.4	－	% 33.0	－
第三次産業 就業人口比率	% 18.7	% 22.1	－	% 24.4	－	% 30.2	－	% 35.2	－	% 39.6	－
分類不能 就業人口比率	% 0.0	% 0.0	－	% 0.0	－	% 0.1	－	% 0.0	－	% 0.1	－

区　分	平成　2年		平成　7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 8,020	% △ 1.7	人 7,829	% △ 2.4	人 7,672	% △ 2.0	人 7,378	% △ 3.8	人 6,810	% △ 7.7	人 7,025	% 3.2
第一次産業 就業人口比率	% 21.6	－	% 17.6	－	% 12.0	－	% 11.4	－	% 9.2	－	% 8.6	－
第二次産業 就業人口比率	% 34.8	－	% 35.4	－	% 33.2	－	% 27.9	－	% 25.6	－	% 26.1	－
第三次産業 就業人口比率	% 43.4	－	% 46.9	－	% 54.7	－	% 58.9	－	% 62.4	－	% 64.2	－
分類不能 就業人口比率	% 0.2	－	% 0.1	－	% 0.1	－	% 1.7	－	% 2.8	－	% 1.2	－

(3) 行財政の状況

今後庁舎統合をはじめ既存の公共的施設の有効利用・相互利用を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招くことのないよう各種事業の電算化を実施し、事務能率の向上と窓口業務の迅速化を進めている。今後は更に高度情報化時代にふさわしい行政事務の効率化の進んだ電子自治体を目指すとともに、地方分権への対応を基調として、真に必要な行政ニーズへの的確な対応を図るため、広く住民の理解と協力

を得ながら行財政改革を図っていく。

広域行政については、消防・ごみ処理・し尿処理・介護保険業務等をみよし広域連合で対応し行政遂行の合理化に努めている。また、火葬場（郡内旧４町）や交通安全（三好警察署管内）等の事業も広域で対応している。今後も、広域で対処した方が適切な事業はできるだけ広域で行うよう協議し、その連携を強めていく必要がある。

東みよし町の財政状況は、公債残高が令和元年度末で 123.0 億円（一般会計 104.0 億円、簡易水道事業特別会計 3.5 億円、公共下水道事業特別会計 6.9 億円、浄化槽事業特別会計 0.1 億円、水道事業会計 8.5 億円）となっているが、元利償還に対して交付税措置のある過疎対策事業債や合併特例事業債などの割合が高く、基金についても、令和元年度末で 82.2 億円（一般会計 80.4 億円、国民健康保険事業特別会計 1.3 億円、三加茂財産区特別会計 0.1 億円、公共下水道事業特別会計 0.4 億円）の残高があり、健全化判断比率における各指標からも、財政状況の健全性は保たれていると考えられる。

しかし、自主財源が極めて乏しく、また昨今の厳しい経済情勢により税収の伸びも期待できない状況から、地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない財政構造になっているが、今後、普通交付税は令和３年度より一本算定に移行されたため、引き続き、経常経費の抑制に努める必要がある。

表1－2(1)　東みよし町財政の状況　（単位:千円）

区　分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額　A	9,992,493	8,634,295	8,942,561
一般財源	6,103,957	6,001,264	6,188,757
国庫支出金	1,707,926	694,708	698,777
都道府県支出金	508,520	636,554	565,810
地方債	1,270,300	936,276	1,113,361
うち過疎債	63,400	152,000	331,800
その他	401,790	365,493	375,856
歳出総額　B	9,534,803	7,970,108	8,507,630
義務的経費	3,956,769	3,434,035	3,332,440
投資的経費	1,993,699	1,239,625	1,247,772
うち普通建設事業	1,987,814	1,216,866	1,085,433
その他	3,584,335	3,296,448	3,927,418
過疎対策事業費	68,203	186,680	330,188
歳入歳出差引額　C(A－B)	457,690	664,187	434,931
翌年度へ繰越すべき財源　D	50,553	115,940	69,837
実質収支　C－D	407,137	548,247	365,094
財政力指数	0.3	0.3	0.3
公債費負担比率	29.6	19.8	22.8
実質公債費比率	－	7.0	6.3
起債制限比率	13.3	－	－
経常収支比率	87.1	84.0	91.2
将来負担比率	－	－	－
地方債現在高	10,927,727	10,073,426	10,400,828

表1-2(2)　主公共施設等の整備状況 旧三好町

区　分		昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末	令和元年度末
市町村道（m）	改良率（%）	4.5	18.4	28.6	30.8	30.8	32.6
	舗装率（%）	47	78.3	83.7	80.5	80.5	81.7
農道延長（m）		67,412	3,518	3,518	4,175	651	651
耕地1ha当たり農道延長（m）		103.1	5.4	5.9	-	-	-
林道延長（m）		64,889	58,207	33,565	25,908	26,668	26,565
林野1ha当たり林道延長（m）		27.7	32.7	19.6	-	-	-
水道普及率（%）		71.1	74.2	77.3	-	-	-
水洗化率（%）		-	-	47.6	-	-	-
人口千人当たり病院、診療所の病床数　（床）		2.8	2.8	2.7	0	0	0

表1-2(2)　主公共施設等の整備状況　東みよし町

区　分		昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末	令和元年度末
市町村道（m）	改良率（%）	2.5	13.7	20.9	26.7	26.7	29.0
	舗装率（%）	27.7	68.6	72.8	75.7	75.7	76.9
農道延長（m）		69,694	12,460	9,495	5,691	2,438	651
耕地1ha当たり農道延長（m）		49.6	8.9	7.4	-	-	-
林道延長（m）		93,253	93,318	93,655	95,256	97,256	96,604
林野1ha当たり林道延長（m）		18.6	21.1	22.2	-	-	-
水道普及率（%）		69.6	79.3	81.5	86.0	87.0	93.4
水洗化率（%）		0	0	49.9	75.7	75.9	78.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数　（床）		2.0	22.4	17.9	29.5	30.3	29.1

（4）地域の持続的発展の基本方針

イ　基本方針

当区域は、吉野川に沿って開けた帯状のわずかな平野と急傾斜地の多い山地からなっており、面積の約80%を山林が占め、しかも地質的にも恵まれていない。このように住民の生活や産業活動の充実発展を図る上で恵まれた条件下にあるとはいえない。また、人口減少や少子高齢化が進行し、担い手不足により地域の活力が低下するなど厳しい状況にあり、集落の維持・活性化や交通手段の確保などが大きな課題となっている。

これまでの過疎法に基づく各種過疎対策事業により、生活基盤整備のハード事業並びに地域の実情に応じたソフト事業を行うことで、公共施設の整備の面や住民の暮らしを守る対策などで一定の成果があがっているが、依然として都市部との格差は存在している。

今後、多様なライフスタイルを実現する機会を提供している場である過疎地域において持続的発展を達成するには、生活基盤整備はもとより、地域の実情に応じた身近な生活交通や医療・福祉の確保、集落の維持・活性化及び地域人材の確保など、生活により密着した対策を取組んでいく必要がある。

ロ　産業の振興

農業は、優良農地の保全、農道、用排水路の整備など、農業生産基盤の整備を行うとともに、農業後継

者等の担い手の育成、平地部・山間部それぞれに適した営農累計の確立により生産体制の強化、収益性の高い作目の特産地化等を図る。林業は計画的な森林整備や優良材の生産を図り生産を拡大するとともに、担い手を育成する等により林業経営の強化にも努め、また、吉野川ハイウェイオアシスで販売する特産品の生産も推進する。

商工業は、高度技術の導入、設備の近代化等により経営を近代化し、また、町商工会を育成すること等により地場企業の育成を図り、町民の住環境への配慮を行いながらETC専用スマートインターチェンジを活用して企業誘致に努める。

ハ　土地利用

土地は住民にとって、生活や生産の共通の基盤であるという認識にたって区域特性を十分に活かし、課題である各種土地需要に対して計画的な調整を図る。また、美しい自然環境を維持保全し、農業を基盤として、他産業との調整をはかり、豊かで住み良い人情あふれる区域を目指す。また、自然環境及び農林地の保全、治山、治水、公害の防止、歴史的風土の保全等に配慮し、有効的かつ合理的な土地利用を図る。

ニ　重点施策

① ETC専用スマートインターチェンジを活用した企業誘致の推進。
② 基幹産業である農業及び地場産業等の振興を図る。
③ 10m側道をはじめとする主要幹線道を中心に、町道、農道、林道の整備を図る。
④ 上下水事業を中心とする生活環境施設の整備を図る。
⑤ 吉野川ハイウェイオアシスなど、観光拠点を有効利用した交流人口の拡大。
⑥ コミュニティ施設整備、コミュニティ活動の推進、生涯学習の充実。
⑦ 観光施設、レクリエーション施設の整備。（美濃田の淵等）
⑧ 区域防災体制の整備充実を図る。
⑨ デジタル放送やブロードバンドに対応した情報通信インフラの利用。
⑩ 子育て・教育環境の整備。
⑪ 公共交通サービスの最適化を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

社会的な人口減少が進行する中で、本町の強みを踏まえ、文化や伝統を大切にした教育に取り組み、若い世代の定住を促進すること、また出生・移動の改善に、長期的視点から取り組むことにより東みよし町人口ビジョンにおける戦略人口と基準値時点における三好区域の人口割合を維持する。（表1-1(2)）

区分	基準値	目標値						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
総人口	14,179人	13,705人	13,623人	13,542人	13,461人	13,373人	13,284人	13,197人
旧三好町	5,627人	5,441人	5,408人	5,376人	5,344人	5,309人	5,274人	5,239人

※基準値は住民基本台帳による人口

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度上記(5)で定めた目標値を維持できているかを行政評価の手法を活用して評価するとともに、達成状況を議会へ報告及びホームページにおいて公表することとする。(表1-1 (2))

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和10年3月31日までの7箇年間とする。

ただし、本計画は「徳島県過疎地域持続的発展方針（令和3年度～7年度)」(以下、「県方針」とする。）を踏まえて策定する必要があることから、県方針の策定期間を超える令和8年度～9年度については、令和8年度以降に策定される県方針を踏まえ、必要な変更を加えるものとする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画により整備する施設等は、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能性を確保するため、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づいて管理する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

当町も緩やかながら、人口減少が進むとともに少子高齢化が進行している。人口構造においては、44歳以下の若い世代の減少が顕著になっており、長期的にはこれに起因する人口減少の加速が危惧される。また、その結果として地域産業の衰退、地域経済規模の縮小等のまちの活力の減退、担い手不足、地域コミュニティの衰退等、まちづくりや住民の生活全般に大きな影響を与えることが懸念される。

(2) その対策

人口減少が続く地域では、地域づくりの担い手不足という課題に直面している。しかし、コロナ禍により、大都市圏の人口集中に伴うリスクが顕在化され、地方回帰の機運が上昇している。

本町は、田園風景が広がる自然豊かなまちであるとともに、社会基盤や生活環境が整った、都会と田舎の良い面を持っている。その強みを活かし、地域ブランディング、情報発信、相談窓口の設置、移住希望者に対する空き家を活用した住居の紹介や仕事の紹介、空き家改修に対する補助等を積極的に実施する必要がある。

また、移住者だけで孤立することがないよう、地域住民と移住者の交流拠点を設け、地域外の人材の力を取り込むべく、創意工夫し、地域の活力維持や地域の課題解決に繋げる。

(3) 計画

事業計画（令和3年～令和9年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	空き家改修支援事業 ・空き家改修に対する支援を行い、移住促進を図る。	東みよし町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画により整備する施設等は、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能性を確保するため、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づいて管理する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

農業

農業については、区域の 48.2%に当たる 558ha が農業振興地域に指定されている。以前は農業立町的性格が非常に強く、葉タバコを基幹作物とする山間部農業と米、野菜、養豚、養鶏、酪農主体の平地部農業とに分かれていた。山間部では後継者不足から過疎化・耕地の遊休化が進み、山林地に帰さなければ維持できない農地が増加しており、鳥獣害による被害も多くなってきている。平地部では、宅地化・兼業化による耕作者不足や生産基盤、生活基盤の弱体化が大きな問題となっている。平成 2 年には 829 戸あった農家数は令和 2 年には 265 戸に減少し、農家率(全世帯に占める農家の割合)は 10.8%となっている。

今後、生産振興、後継者層の確保を通じ、中核農家の育成を積極的に図るとともに、兼業農家の安定就業、高齢世帯などの農作業受委託の組織化・法人化をする必要がある。

耕地面積 381ha のうち、水田は 201ha (52.8%)、畑 144ha(37.9%)、樹園地 36ha(9.3%)となっている。1 戸あたりの耕地面積は零細であり、山間傾斜地も多いため、生産基盤整備と労働力の確保を図るとともに、農地流動化、高付加価値型農業の形成を推進し、農用地の有効利用を図っていくことが課題となっている。また、増加している農用地の宅地転用については、スプロール化を避けながら、農用地区域外(白地)への誘導を行うなど、優良農地の保全に努めることが課題となっており、下水道事業の関連もあり、適切な土地利用を推進する必要がある。一方、平成 12 年度には総合的見直しによる農業振興地域整備計画が樹立され、「食料、農業、農村基本法」が施行される等、農業は一大転機を迎えている。

林業

森林は林産物の生産、国土の保全、水資源の涵養、自然生活環境の保全等、多面的な機能を有しており、地球温暖化防止の機能は近年にわかに注目を浴びている。そしてこれらの機能の発揮を通して、区域住民の生活と深く結びついている。

当区域の面積は 54.78 ㎢で、森林面積は約 80%を占め (4,408ha)、民有林の人工林率は 48% (2,146ha)で、県全体の人工林率 60%より下回っており、森林資源の維持培養を図る必要がある。林家 1 戸当たりの平均所有面積は約 2ha と経営規模は小さく、作業の効率化、路網整備の推進、森林所有者への集約化施業の働きかけが緊急の課題となっている。(令和 2 年みどりの要覧・森林簿)

また、木材価格低迷に伴う現在の厳しい林業情勢、林業従事者の減少と高齢化により、林業生産活動は停滞傾向にあるが、現在、森林組合が中心となって、森林施業計画に基づく効率的森林施業、搬出間伐のための緊急間伐団地の形成等、また、にし阿波循環型林業支援機構と連携し伐採後の造林 (植林) 事業に補助金支援、経営の改善及び森林保全を目的に種々の事業を行っている。

今後、森林資源の向上と林業経営の基盤の拡大を図るため、林道等の開設整備とそれに連携した基幹作業道開設が急務であるが、流通面では吉野川流域林業活性化センターが中心となって発足した三好木材団地において有利な販売経路をとっており、自然環境に配慮して生産される緑の循環 SGEC 認証材 (国際的な基準を用いて持続可能な森林経営を行っている森林を認証するシステム。森林の所有者や管理者が

取得することで、日本の森林管理のレベルを向上させ、豊かな自然環境と木材生産を両立する健全な森林育成を保障するもの。*SGEC 森林認証システム）の流通も今後の課題となる。

水産業

当区域の漁業は、吉野川内水面漁業で夏季のアユを主体として、副業又は趣味の域を脱していない状況である。

釣り場は、吉野川を中心に区域内各所にあり、三好河川漁業協同組合により放流等が実施されている。今後、淡水魚養殖の育成における内水面業の可能性を探るとともに地域拠点施設を軸とした観光振興との結びつきの中で一層の漁業振興に努めてゆく必要がある。

企業誘致

本区域の工業は製材、薄木製品等の木材加工業と電子部品製造業や印刷業など、小規模零細事業所が大部分を占める産業構造にあって、大阪のシール機メーカーの工場の誘致には成功したが、近年の国際的な経済競争の激化の影響で、これら事業所を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

昭和 37 年に工場誘致条例を制定し、諸施策を推進するとともに工場の誘致を行い就業希望者に地元で働く機会を与え、労働力の区域外流出抑制に役立っていたが、全国的な不況の影響で倒産する工場が増え、区域内でも大きな工場が数件閉鎖となっている。

近年、景気の動向や他市町村との誘致競争等企業誘致を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるが、最近では過疎地における雇用の確保策として、役場三好庁舎 3 階にコールセンターの誘致に成功したほか、ICT 企業などのサテライトオフィス等の事業所を開設する動きがあり、若者に魅力のある企業の誘致を進めることが重要な課題となっている。

また、住民生活の安定と自立した地域社会を形成していくためには、就業環境の条件を整えていくことが必要である。このため、今後成長が期待される観光・交流、化学、医療、情報通信の分野における企業や、本町の特性の一つである潤沢な農林関係の地域資源を高度に活用する企業、環境保全に配慮した企業の誘致、さらに、企業の研究部門や研究機関、特に本町の環境を活かした小規模研究所などの誘致の可能性を模索するほか、人材の誘致も含め、併せて、これらを受け入れ可能とする空間と仕組みの整備が必要である。

商業

当区域の商業集積は、昼間地区と足代地区の県道沿いにあるが、最近は住宅の増加傾向にある足代地区でサービス業を中心に新店舗が点在し始めた。しかし、周辺地域での大型店舗進出は激しく、依然として購買力の多くは区域外へ流失している状況にある。

商業環境は、人口の低迷、近隣地区での大規模店やコンビニ店の増加、高速道路網の発達による消費者の行動範囲の広域化、消費者のニーズの多様化など、今後も一層厳しい状況が予想されるため、新しい時代に即した商店経営の近代化、商業地の整備が必要となっている。特に、今後の魅力ある住宅地としての発展のためには、山間部、平地部の住民の利便性を考えた場所に、賑わいの中心としての商業核を作り出す必要がある。

観光又はレクリエーション

近年の観光は比較的お金をかけない、自然の中での快適なレクリエーション志向や伝統的町並み、地方独自の特産物、あるいは、文化とのふれあいといった体験型のレジャー志向が拡大している。その結果、観光の対象となるものは、景観や文化遺産だけでなく、特産物の生産、工業、商業、農業など、全ての産業の分野がその対象となる。本四連絡道の開通、高速道路網の整備等の施策により交通圏が拡大し、四国は京阪神圏から日帰りのできる身近な観光地としての役割が高まっていくと考えられる。こうした変化のなか「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」に含まれる美濃田の淵にもこれまで以上の観光客の流入が見込まれており、吉野川ハイウェイオアシスやETC専用スマートインターチェンジを交流の拠点とし、また、従来からある観光施設と関連づけた観光ルートの確立が望まれている。

以上のようなことを考慮し、恵まれた自然と文化資源を活かす形で、観光基盤の整備、資源の活用や創造を図り、積極的かつ効率的な誘客宣伝に努めるとともに、町民のスポーツ・レクリエーションや保養の場ともなり得るよう、地域と一体となった観光開発を推進する必要がある。

（2）その対策

農業

農業基盤の整備のため農業振興地域農用地利用計画に基づき優良農地を保全し、農地流動化、農地取得の円滑化、作業受委託の促進を図り、諸計画を積極的に推進するとともに、農地有効利用のため、「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」を活用しながら遊休農地の解消を図る。

また、中山間の農道・用排水路の未整備・老朽化箇所について整備を進め、畑地灌漑の有効活用を推進し農業収益の増収を目指すとともに、山間部振興施策の早期完工を目指す。

老朽化している農業用ため池の防災・減災対策を進め、自然災害による決壊を未然に防ぐとともに、農地に安定して農業用用水を届けられるように整備を行う。

農業担い手の育成のため中核農家や後継者の育成・新規就業者の発掘・認定農業者への斡旋に努める。また、家族経営協定を推進し、高齢者・女性の適切な役割分担を促進する。後継者不足で管理のできていない休耕地などを利用してグリーンツーリズム事業等を展開し、都市に住む人々との交流を深める。

機械、施設等の生産コストの低減と高能率な農業生産の展開を目指し、地域特性を活かしながら、作業の受委託、大型機械の共同利用など、生産組織の育成を図るとともに経営の法人化を促進する。JA生産部会の指導・連携強化により、生産技術の向上、品質改善を進め、生産性の向上と安定を図る。

農業生産体制の強化対策として農業地帯区分と営農類型の確立、また作物の振興策としては、生産組織を中心にJA出荷場等の利用、共同選果及び共同出荷を確立し、農産物保冷施設等による出荷調整を図るなど、生産物の価格安定を図って特産地形成（夏秋なす、トマト、大豆、インゲン、ブロッコリー、メロン、スィートコーン、かんしょ、そば等）を推進する。

鳥獣害対策として、今まで行っている侵入防止柵設置補助を行うとともに、ICT等の新技術を活用した対策も検討する。

畜産については、肉用牛は優良素牛の導入等品質改善を図り、経営の安定を図るとともに、糞尿処理について地区の環境保全維持に最大の努力を図る。また、乳用牛は飼料作物の作付け推進により飼料自給率の向上を図り、繁殖障害を減少させるとともに乳質の改善を図り、糞尿処理対策として耕種農家との連携を進めるなど、環境保全に努め、機械の共同利用体制等、生産コストの低減に努力する。

水田については、平成 25 年度から実施されている「経営所得安定対策事業」を活用しながら、水田の利活用による自給率向上を図る。

特産品の開発と加工・販売では、地域の特性を活かした地場農林産物を活用した特産品の開発を推進し、吉野川ハイウェイオアシスや県外販売拠点等を通じて県内外に広く販売促進を図る。

流通体制の整備として、流通の合理化と価格安定のため徳島自動車道の整備・ETC 専用スマートインターチェンジの開設による流通圏の拡大に対応し、安全で安心して消費できる生産物の安定供給のため、共販体制の強化、流通・加工・貯蔵施設の整備を進める。また、農産物直売所の拡充や、地産地消にも努める。高付加価値型農業の研究と特産化を図り各種制度を活用し、安全で安心な農産物の生産と、価格安定に努め、JA の情報機能の強化など、変動する経済情勢に素早く対応し、生産・流通・消費に至る広い範囲から必要な情報を収集整理し提供しうる体制の整備・充実・活用を図る。

また、にし阿波 2 市 2 町の傾斜地農業が「世界農業遺産」に認定されたことによって、当地区の傾斜地で生産された農作物、加工品の付加価値が認められたことにより、ブランド化を勧めるとともに、ネット販売への参入とふるさと納税返礼品への認定に向けて誘導を図る。

林業

森林資源の整備を図るため、森林経営計画に基づく計画的、効率的な整備に努めることを柱に、整備の支障となっている小規模な施業地の集約化施業を本格的に推し進める。森林所有者への集約化施業を積極的に働きかけることにより 10ha 規模の森林経営計画を策定し、作業の効率化、路網整備により森林資源の整備を図る。

令和元年度より「新たな森林管理システム」により適切な森林管理は義務化され、「伐って、使って、植える」森林資源を循環サイクル可能に経営管理、地元産木材の利用、林業従事者の育成を計画実施していく。また、慢性的な木材価格の低迷は森林整備や就業者の多大な壁となっているのが実情で、時代の変化とともに新たな建築工法等で木造建築住宅は減少傾向であるが、吉野川流域林業活性化センター、三好地域木造住宅推進協議会が推進する、地元産木材を利用した住宅建築への補助金を交付したり、広く一般に耐震性の普及を図る構造見学会、完成展示会の開催、木の「ぬくもり」を伝える木育活動の普及や、木素材の販路拡大に努める。

また、平成 21 年度に東みよし町内で 1,000ha を超える森林に緑の循環 SGEC 認証（SGEC 森林認証システム：国際的な基準を用いて持続可能な森林経営を行っている森林を認証するシステム。森林の所有者や管理者が取得することで、日本の森林管理のレベルを向上させ、豊かな自然環境と木材生産を両立する健全な森林育成を保障するもの。）を取得しているが、今後制度の趣旨を活かすべく、認証材の生産ならびに流通経路を確保していく予定である。

水産業

アユ、アマゴ、ウナギ等を特産品としての供給と市場開拓を目指し、漁業協同組合が水産資源や漁場利用の管理等を共に図ることで魚資源の維持充実に吉野川支流稚魚放流を促進する。淡水魚の加工品の研究等を通じ、加工法を確立し、特産品の開発を促進する。地域拠点施設を軸とした観光振興との結びつきの中で環境整備などを通じ、国民の余暇ニーズや川面の多様性に対応した釣りの振興を図る。

企業誘致

住民生活態様の変化、少子高齢社会の進行、情報技術の発達、都市住民の地方移住意欲の高まりなどを背景に、観光・交流、化学、医療、情報通信などの分野において成長が期待されることから、個々の産業育成と新たなコミュニティビジネスの創出や異産業間の連携を強化し、新しい産業の構築につなげていくとともに、既存産業の異業種分野への事業展開を支援していく。

さらに、全国トップクラスのブロードバンド環境やETC専用スマートインターチェンジ等の交通アクセスの利点を活かして、企業誘致を積極的に推進し、優良企業の誘致を促進するとともに、ワーケーション等での町内施設の有効活用を図っていく。また、新しいビジネスの展開に向けサテライトオフィス事業所やテレワーク企業の誘致も積極的に取り組み、区域内の労働力の雇用につなげていく。

商業

魅力ある商店街の形成のため、共同店舗の建設促進、商業空間の整備、宣伝活動の強化を図り、集客のため各種イベントの開催や振興くじの発行等購買力に対するPRの強化充実を図る。

また、小規模小売業への融資制度による経営の下支え、Uターン者等に対する起業創業支援、地域資源を活用した商品開発への支援を行うほか商工会の創意工夫を凝らした事業に対して、必要な支援を図る。

観光又はレクリエーション

観光資源の活用と創造のため、県立箸蔵自然公園美濃田の淵周辺について、吉野川を利用した各種アウトドアスポーツの実施、キャンプ施設の充実と駐車場の整備等を進め、観光とともに住民の憩いの場としての活用を図る。また、徳島自動車道「吉野川サービスエリア」に隣接する「吉野川ハイウェイオアシス」やETC専用スマートインターチェンジを利用した近隣の観光施設と関連づけた観光ルートの確立を図り、当区域の観光の拠点として交流イベントを積極的に開催する。また、ふるさと街道、なぎと岩ツツジの道をいっそう整備充実するとともに、ハイキングやオリエンテーリングのコースとして、区域内に散在する名所史跡を結ぶコースとして若者から、年輩者までが利用できるような遊歩道づくりを進める。また、めぐまれた自然を活用し、近年のレジャー志向、レクリエーション志向に対応した新しい観光資源として、松茸狩、鮎釣り、ジンゾク狩、体験型観光農業の開発を行う。山間部の振興を図るため、山林の活用や、山間部の緑豊かな自然を活かした緑地休養施設、体験農村、林間学校、山村留学、河川敷活用、民泊など、都市住民との交流の場となる施設整備を行う。キャンプ場、サーキット場など民間施設の整備を促進し、分散連携型の林間レジャー基地の形成を図る。これらの実現のため観光PRの充実、広域観光ルートの形成も図りつつ行政、商工会、農協、民間団体、関連事業者などが一体となった実際的な推進体制を確立する。

(3) 計画

事業計画（令和3年～令和9年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
2　産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営中山間地域総合整備事業	徳島県	

	(3) 経営近代化施設 農業	農業水路長寿命化事業（昼間足代土地改良区）	徳島県	
		農村地域防災・減災事業（土井の池）	徳島県	
	(5) 企業誘致	企業誘致プロモーション事業・優遇支援事業	東みよし町	
	(8) 観光又はレクリエーション	あいあい橋架け替え事業	東みよし町	
		吉野川ハイウェイオアシス公園施設整備事業	東みよし町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	稚魚放流事業淡水魚放流補助 ・稚魚放流により地域漁業の振興を図り、地域水産資源の確保と、自然環境の向上を推進する。	三好河川漁業協同組合	
		吉野川ハイウェイオアシス周辺施設運営補助事業 ・周辺施設を運営を補助することで、宿泊施設利用者増による交流人口の増加や吉野川ハイウェイオアシスへの経済効果を生む。	東みよし町	
		吉野川スマートIC利活用推進観光活性化事業 ・高速道路を利用する観光客を、快適かつ安全に吉野川ハイウェイオアシスへ誘導し、町の特産品を含めた各種物産品の販売、飲食店の利用促進に結び付ける。	東みよし町	
		鳥獣害防止対策事業侵入防止柵設置補助 ・町内の鳥獣被害を防止し、農作物等の被害を軽減する。	東みよし町	
		企業誘致プロモーション事業・優遇支援事業 ・雇用の促進と若者の定住、関連企業の波及効果による地域経済の活性化と自主財源の増加等につなげると同時に地元産業の振興を図る。	東みよし町	

(4) 産業振興促進事項

（ⅰ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
東みよし町 三好区域全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和10年3月31日	

（ⅱ）当該産業の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策及び（3）計画のとおり。また、当町固有の資源を活用しながら広域連携についても取組むこととする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画により整備する施設等は、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能性を確保するため、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づいて管理する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

通信情報関係では、インターネットを中心に据えた個人情報端末が爆発的な普及をしており、さらにクラウド構築による在宅でのテレワーク環境や学校学習環境のネット配信等、大幅に高速大容量通信の重要性が増し、行政の在り方の転換を要求してきている。本町では平成 20、21 年度に地域イントラネット事業などで町内各戸へ光ファイバーを引いて音声告知端末を配置し行政及び防災事業に利用するとともに、余剰芯線を民間事業者に IRU 契約で貸し出している。CATV 事業とインターネット環境を提供し、デジタルデバイドの解消を行ってきたが、令和 7 年度には音声告知放送機器システム提供業者の撤退により音声告知放送システムが使用できなくなることが決定しており、今後、光ケーブルを利用した音声告知放送システムにかわる、携帯電話網を使用した無線通信での防災情報等の配信を検討し、導入を進めていく必要性がある。

(2) その対策

情報通信基盤整備事業が完了し町内に光ケーブル網のある現在、CATV の自主放送およびデータ放送等に加え、令和 7 年度以降の音声告知放送端末システムの使用期限を前提とした、現在の防災行政情報の発信から、高速大容量化の進む携帯通信網(4GLTE/5G)の活用を検討する。従来の設置型音声機器による情報配信から、個人が所有する情報端末への配信とすることで、リアルタイムの双方向通信による被災者の把握や、画像による資格情報の配信を可能にする。また、整備が完了した光ケーブル網による CATV およびデータ放送等についても、放送と通信の融合（メディアミックス）により、災害時には複数の通信手段を確保しつつ、通信の特性や情報の内容に応じた切れ目のない防災行政情報の発信を図っていく。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年～令和 9 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3　地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 告知放送施設	新住民情報告知システム構築事業	東みよし町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	IP 告知放送事業 ・東みよし町内に告知端末機を設置することにより、町からの行政情報や災害時の緊急放送を音声にて住民にお知らせする。	東みよし町	
		新住民情報告知システム保守管理委託事業	東みよし町	

		・町からの行政情報や災害時の緊急放送を音声にて住民にお知らせする。		

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本計画により整備する施設等は、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能性を確保するため、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づいて管理する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

（1）現況と問題点

道路

当区域の幹線道路は、池田町から吉野川下流の県東部へとつながる吉野川北岸幹線の主要地方道鳴門池田線と 10m 側道の 2 本が平地部を東西に走り、また、昼間地区から山間部を縫い香川県側へ抜ける主要地方道丸亀三好線が北側へ向かって延びており、この 3 本が東西、南北の軸線となっている。この他、県道昼間辻線と県道三加茂三好線が、吉野川をそれぞれ美濃田大橋、三三大橋を経由して旧井川町、旧三加茂町へとつながっている。

徳島自動車道の吉野川ハイウェイオアシスを利用した ETC 専用インターチェンジにより、生活、通勤、各産業等の利便性が大きく向上している。しかし、出口付近における吉野川ハイウェイオアシス利用者への安全対策が直近の課題であり、早急に対応する必要がある。また、利用者の利便性向上のため周辺の道路の整備も促進する必要がある。

県道鳴門池田線においては、道路の拡幅工事が進められており、早期の供用が期待され、県道丸亀三好線については、バイパス道路の供用や改良工事が進められている。しかし、東山小学校の手前が未改良であり、また山地部では急峻でカーブも多いため、交通に支障をきたしている。これらの工区についても早期着手を県に要望していく必要がある。また、県道昼間辻線は幅員が狭く、昭和 34 年開通の美濃田大橋も老朽化が目立つ上に南岸の JR と国道が重なる交差点が非常に危険なため、関係機関に改修・架け替えを要望していく必要がある。

町道においては、総延長約 238km で、平地部の高速道路周辺は一部改良が出来たものの、現在でも整備出来ていない道路が多いのが現状であり、橋梁を含め計画的に整備を進めていく必要がある。また、10m 側道と県道丸亀三好線との接続する交差点での渋滞緩和対策として、今後国道 32 号とのアクセスを検討する必要がある。この接続ができると県道鳴門池田線のバイパスの役割を果たすものと期待している。

山間部の道路については、過疎化が進む中で地域と連携し、いかに適切な維持管理をしていくかがこれからの課題である。

表 3　町道の状況（旧三好町）　　単位：m：%

	路線数	実延長	改良延長		舗装延長	
				改良率		舗装率
計	324	238,438	77,642	32.6	194,707	81.7
1　級	5	4,509	3,006	66.7	4,475	99.2
2　級	18	39,196	22,486	57.4	37,884	96.7
その他	301	194,733	52,150	26.8	152,348	78.2

（資料）道路現況調査（平成 31 年 4 月 1 日現在）

交通

本町の公共交通機関は、バスと鉄道である。鉄道は、四国旅客鉄道株式会社が運行する徳島線があり、徳島駅と阿波池田駅の間に本町には 3 つの駅がある。バスの運行は、町役場三加茂庁舎前から吉野川北岸の三好地域を経由して三好市池田町に至る町営バスと、同庁舎前から吉野川南岸を経由して三好市池田町に至る四国交通株式会社の三加茂線がある。公共交通機関以外の交通サービスとしては、町福祉課が高齢者向けに移送サービスとタクシーの利用助成を行っているのと、町教育委員会が山間地域にスクールバスを運行している。

これら複数の交通サービスがあるものの、交通事業者が独自に路線・運賃・ダイヤ等のサービスを定めているため、連携もできておらずサービス内容が最適化されていない現状である。

(2) その対策

道路

① 10m側道（町道光下新町線部分）を国道 32 号へ接続検討。
② 美濃田大橋の架け替え要望。
③ 平地部町道の規格改良の推進及び安全対策。
④ 山間部町道の維持管理しやすい道路の整備を推進。
⑤ 県道改良工事の要望。

交通

本町の交通サービスは非効率な状況が続いており、公的負担額も増加傾向にあることから、交通資源や人的資源を整理し、効率的なネットワークを形成することが喫緊の課題となっている。

今後は、鉄道、バスやその他の交通モード（福祉輸送やスクールバスなど）を組み合わせ、住民・来訪者の利便性の維持・向上を図るほか、効率的な公共交通ネットワークを形成することにより、利用者数、収支率を向上させつつ、適当な公的負担額に抑えていき、限られた交通資源の中で地域旅客運送サービスの持続的な提供を可能としていくことを目指す。そのため、本町では地域公共交通計画の策定を令和 3 年度以降に予定している。また、この地域公共交通計画でも基軸となるバス路線を担う、町営バスの車両更新を令和 4 年度以降に予定している。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年～令和 9 年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(1)道路	男山滝久保線 改良舗装 L=685m、W=3.0m	東みよし町	
		柳沢條楽線 改良舗装 L=600m、W=3.0m	東みよし町	
		路木線 改良舗装 L=90m、W=3.0m	東みよし町	
		西台線 改良舗装 L=400m、W=4.0m	東みよし町	

		法市宮の下線 改良舗装 L=700m、W=3.0m	東みよし町	
		庚申松下線 舗装 L=150m、W=3.0m	東みよし町	
		西原線 舗装 L=100m、W=3.0m	東みよし町	
		ミツマサ上線 舗装 L=150m、W=3.0m	東みよし町	
		敷地西線 舗装 L=200m、W=3.0m	東みよし町	
		光下馬木谷線 舗装 L=150m、W=4.0m	東みよし町	
		石木線 舗装 L=500m、W=4.0m	東みよし町	
		男山中央線 改良舗装 L=400m、W=3.5m	東みよし町	
		つづら線 改良舗装 L=800m、W=3.5m	東みよし町	
		美濃田淵線 改良舗装 L=100m、W=4.0m	東みよし町	
		谷向線 改良舗装 L=100m、W=4.5m	東みよし町	
		末広線（支線） 改良舗装 L=200m、W=5.0m	東みよし町	
		西寺尾線 改良舗装 L=400m、W=3.5m	東みよし町	
		内野谷線 改良舗装 L=400m、W=3.0m	東みよし町	
		内野笠栂線 舗装 L=500m、W=3.0m	東みよし町	
		光下新町線 改良舗装 L=1,000m、W=10.0m	東みよし町	
		下井線 舗装 L=493m、W=3.0m	東みよし町	
		行常線 舗装 L=136m、W=3.0m	東みよし町	
		新町線 改良舗装 L=300m、W=3.0～5.0m	東みよし町	
		法市線 舗装 L=262m、W=3.0m	東みよし町	
	(6) 自動車等	町営バス運行事業 町営バス車両購入	東みよし町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	町営バス運行事業 東みよし町役場一阿波池田バスターミナル間 ・町営バスを運行することで交通弱者に	東みよし町	

		対しての交通手段を確保する。		

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本計画により整備する施設等は、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能性を確保するため、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づいて管理する。

6. 生活環境の整備

（1）現況と問題点

水道施設

当区域の水道供給施設には、旧昼間簡易水道（第一浄水場）及び旧足代簡易水道（第二浄水場）があり、合併に伴う簡易水道事業の経営統合計画により、平成 29 年度に東みよし町水道事業（上水道事業）に統合された。

令和 2 年度の給水人口は昼間簡易水道で 3,102 人、足代簡易水道で 1,928 人となっており、給水能力は、昼間簡易水道で 1,870 ㎥／日。足代簡易水道で 1,190 ㎥／日となっている

水源は、足代簡易水道が小川谷内野ダムより取水し、足代地区に給水を行っており、昼間簡易水道は吉野川より取水し、昼間地区に給水を行っている。

近年、水道施設の老朽化に伴い、漏水発生件数の増加や浄水場設備の故障や不具合が発生している。

公共下水道

当区域の公共下水道事業は、平成 10 年 6 月 30 日付けで徳島県知事の事業計画認可を取得し、事業をスタートさせた。当初の事業計画認可は 60ha（1,920 人）であったが、平成 30 年 5 月 23 日に了（整備区域の拡大）となった直近の事業計画変更では、事業計画区域 117ha（3,000 人）を令和 5 年度までに整備することとしている。全体計画についても、昨今の人口減少のトレンドを反映したものに改定し、整備区域も 195ha から 149ha へと減少させ、合わせて計画諸元と実績との間の乖離を修正した。

三好浄化センター（終末処理場）の第 1 期工事と幹線管渠 5.5㎞は過疎代行事業で徳島県が代行施工し、三好浄化センターの第 2 期（増設）工事と面整備（支線管渠等）は町が施工している。三好浄化センターは平成 15 年 12 月 25 日に汚水処理を開始している。

三好浄化センターの第 2 期（増設）工事は平成 21 年 12 月に竣工し、現在処理能力は日最大 2,020 ㎥となっている。令和 2 年度末現在の管渠整備は、幹線管渠を含め 37.9㎞に達し、延べ 101ha（2,865 人）が供用開始となっており、面整備率は事業計画の 86%、全体計画の 68%となっている。また、使用者数は 1,986 人であり、人口ベースの接続率は 69%となっている。

一方、事業開始後 23 年が経過し、地方債元利償還が平成 23 年度の 123 百万円をピークとして減少傾向ではあるが、令和 10 年度までは 50 百万を超えると想定される。また、元利償還を除いた維持管理費は令和 3 年度から令和 9 年度までの間は、少なくとも 50 百万円前後／年は必要と思われる。この間の使用料収入は 44～45 百万円程度であり、当面維持管理費（元利償還を除く）を使用料収入で賄えない状況が続くと想定される。

したがって、令和 9 年度までは 100 百万円／年前後の一般会計から公共下水道事業特別会計への繰入金が必要になり、町財政への圧迫が懸念されている。

また、平成 15 年 12 月 25 日の三好浄化センター供用開始後 17 年を経過し、処理場等設備には標準耐用年数を経過するものも出てきている。このため、平成 30 年 3 月 26 日に公共下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画的に処理場設備の改築更新を図っている。

今後は下水道施設の概成により管路新設等の事業規模が縮減していくが、施設の改築更新費用が増加するため、建設改良費の削減も見込めない。

浄化槽

当区域の浄化槽整備事業は、従来の個人設置型による浄化槽整備事業を令和元年 9 月末で廃止し、新たに令和元年 10 月 1 日から浄化槽市町村整備推進事業を PFI 方式によりスタートさせた。事業の実施区域は、町内のうち公共下水道事業計画区域（三好処理区）を除いた区域を対象としており、事業期間は令和元年 10 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 9 年 6 ヶ月間でこの事業期間に 280 基（町全体 1,000 基）の合併処理浄化槽の設置及びその維持管理を計画している。事業開始からの設置基数（申請含む）は、令和元年度 10 基、令和 2 年度 8 基（令和 3 年 2 月 1 日現在）の合計 18 基と当初計画していた令和元年度～令和 2 年度の 2 ヶ年での設置計画基数の 56 基から大きく乖離し低迷している。このため本事業の導入により、事業効果が期待された水質保全、生活環境の改善への貢献、短期間での普及率の向上、効率的な維持管理、住民サービスの向上、事業コストの低減等の効果が十分に表れていない状況である。

廃棄物処理施設

当区域のごみ処理は、みよし広域連合で広域処理を行っている。

ごみの収集は、可燃物は町直営で行い、不燃物及び資源物回収（平成12年5月より）については、平坦部は民間事業者に山間部は町直営と民間事業者で収集している。粗大ゴミについては直接各戸から収集している。（平成12年8月から）

生ごみの再利用としてコンポスター処理（補助制度あり）やEM処理（菌を無償配布）を実施して堆肥化を勧めている。

不法投棄については最終処理責任を負っており、監視パトロールや回収作業、防止の啓発を行っているが、不法投棄を無くすまでにはいたっていない。

し尿処理は、みよし広域連合を設置し、広域処理を行っている。し尿の収集は、組合及び組合が許可している業者が行っているが、近年浄化槽の設置が進んでおり、また、下水道の供用開始により、下水道への接続家屋も増えてきている。

みよし広域連合において整備しているごみ処理施設・し尿処理施設ともに改修事業が見込まれており、多額の費用が発生する。

火葬場

昭和 41 年 4 月に旧三野町及び旧三加茂町で一部事務組合として設立された三好東部火葬場管理組合は、昭和 47 年 2 月に旧三好町及び旧井川町が組合に加入し、その後現在に至るまで三好市及び東みよし町の旧三好郡東部 4 町で火葬事業を行っている。

現施設は、平成元年 2 月に完成し、同年 3 月からの使用開始後 31 年が経過しており、火葬炉等の設備や建物の劣化が進んでいることや、施設利用者の動線が確保されていないため施設利用者同士が交錯し

十分なプライバシーが確保されていないこと、また、駐車場が狭小であるため自家用車が多いときは満車となっている状態が多々見られること等、多くの課題を抱えており施設利用者から不便であるとの苦情が多数寄せられている。

消防施設

当区域の常設消防体制は、みよし広域連合消防本部の構成町であり、また、非常備消防体制として東みよし町消防団第 12 分団から第 17 分団の合計 6 分団が組織されており、団員 159 名、ポンプ自動車 2 台、小型動力ポンプ積載車を 12 台、小型動力ポンプを 12 台、赤バイ 1 台、ホース 270 本を装備している。

消防水利の整備が必要なところは 209 ヶ所で、整備済が 187 ヶ所、整備率は 89.5%となって整備率の上昇は見られるものの、今後も引き続き計画的に整備を進める必要がある。

早明浦ダムなどの建設により、大洪水は減ったものの、台風・集中豪雨により警戒水位を時々超えることがある。台風などにより土砂崩れ等が発生しており、砂防指定地 40 ヶ所、急傾斜地崩壊危険区域 8 ヶ所などをはじめ各種危険地域の指定がされている。

「地域防災計画」を策定し、自主防災組織（組織加入世帯数 1,984 世帯 81.7%）など、防災体制づくりを行っているが、今後とも防災体制の強化を図っていく必要がある。

また、地域住民への防災情報等の伝達方法は、既存の光ケーブルを利用した音声告知放送端末、屋外スピーカー及びインターネットの配信ツール等により運用しているが、今後は更なる機能強化や多重化などを図る。

公営住宅

近年、過疎地での人口は減少傾向にあるものの、世帯分離や核家族化等により、当区域の平地部では人口・世帯数が増加傾向にあり、住宅の需要が増加している。また、徳島自動車道の四車線化や一般道路の新設改良による交通条件の向上、情報化社会の進展等により生活水準が向上したことを踏まえると、今後も住宅の需要は増加すると考えられ、秩序とまとまりのある良好な住宅地の形成を図る必要がある。

現在、当区域の公営住宅は、昭和 28 年から平成 5 年の間に建設され、半数以上が昭和 50 年以前に建設されたものであり、老朽化しているものが多数存在する。また、過疎・高齢化が進む中、過疎化防止並びに独居老人への対応等などから定住促進、高齢者に優しい住宅整備が課題となっている。

その他

南海トラフ巨大地震が今世紀前半にも発生すると危惧されており、県内全域が甚大な災害が生じる「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模な地震が発生すると「新耐震基準(昭和 56 年制定)に満たない木造住宅（昭和 56 年以前建築)」に多くの被害が想定される（平成 7 年阪神・淡路大震災調査委員会中間報告)。本町の住宅は、木造 6,395 棟、木造以外 1,069 棟（税概要調書）で、耐震診断や耐震化改修工事の実施が急がれる。

（2）その対策

水道施設

水道施設の整備拡充や経費の節減・合理化、料金の適正化などの健全を行うことで、より良い施設の維

持管理を検討する。また、水源かん養対策、水源環境の保全に努め、水源水質の保全を図る。

今後は浄水施設及び配水管、導水管、送水管等において、耐用年数が経過する施設が増加し、更新が必要となってくるため、人口の増減や産業活動の水の需要を注視しながら施設整備に努める。

公共下水道

あらゆる機会をとらえて加入率の向上に努める。具体的には、①未加入者への戸別訪問、②各種団体や組織への下水道の PR、③児童生徒の三好浄化センター（終末処理場）への積極的な見学の受け入れなどが考えられる。また、なるべく早く維持管理費（元利償還を除く）を下水道料金で賄えるよう、経営改革による汚水処理減価の縮小や、使用料水準 3,000 円（月／20 ㎥）を目安とし、段階的かつ計画的に下水道料金を改定する必要があると考えている。

今後の事業計画については、平成 26 年 1 月、農水省・国交省・環境省三省合同の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」では、5 年に 1 回を基本とする計画の見直しが求められており、令和 3 年度に汚水処理構想の見直しをすることとし、令和 4 年度以降全体計画と事業計画の見直しやストックマネジメント計画の見直しを図っていく予定である。

また、汚水処理事業の「広域化・共同化」についても検討していく。

浄化槽

合併処理浄化槽の整備拡充として浄化槽市町村整備推進事業への加入率の向上に努める。具体的には、計画区域内の未整備宅への戸別訪問、各種団体や関係組織等への浄化槽市町村整備推進事業の PR などが考えられる。また本事業は、PFI 方式を採用していることから、その特性である民間事業者の経営能力、技術的能力、営業能力等を最大限に活用することにより効率的、効果的に整備の拡充、適正な維持管理を図っていきたい。

廃棄物処理施設

ごみ収集体制の充実のためごみ量の推移に対応しつつ、収集回数の適正化を図り、ごみの減量化・再資源化のためごみの自家処理と再利用を奨励する。環境美化意識の啓発や、ごみの不法投棄を無くすために、県・警察とも連携を密にし、監視を強化する。

し尿処理は、下水道への接続の推進により、処理量は減少すると思われる。浄化槽については、適正な維持管理と定期的点検など、指導を強化する。

火葬場

現施設の課題を踏まえて、「人にやさしい施設づくり」「わかりやすく、使いやすい施設づくり」「環境に配慮した施設づくり」「災害に強い施設づくり」「ライフサイクルコストを抑える施設づくり」をコンセプトとし、現施設の西側の耕作地を購入し、新たに火葬場を建設する。また、建設後は現施設を解体し駐車場とすることにより、施設利用者の利便性の向上を図る。

消防施設

常設消防体制の充実を図るため装備の充実や消防署員の訓練を強化する。防火視察の強化として住宅、

事業所、地域などへの視察を促進し、危険箇所の指摘と改善の指導を図る。

消防団員の訓練の充実と消防機器材及び車両の整備を推進し、若年層の入団を積極的に進め、各分団組織の強化を図る。町、消防署、消防団、周辺市町、県など、関係各団体との連携を強化し、山林火災に対する広域的な組織体制を形成する。また、防火対策として、林道や消防水利などを整備する。

地域防災計画を策定し、総合的な防災体制を確立する。急傾斜地崩壊危険区域など、危険地域について、付近に道路や住宅がある場合には、その危険箇所を解消するための工事を推進する。南海トラフ巨大地震などに備え、避難路、避難場所の確保・整備を進め、避難の際の誘導標識、案内板を設置し、住民への周知徹底を図るとともに自主防災組織の結成及び組織強化を促進する。防災救援活動に必要な機材や資材（食料など）を整備、充実する。また、地域住民や事業所等と協力して、防災訓練を実施する。

情報を得てから傷病者を医療機関へ搬送するまでを迅速かつ適切に行えるように、体制を強化するとともに医療機関との協力関係を強化し、休日や夜間の救急医療体制の充実を図る。

公営住宅

住宅需要の増大に対応し、良質な住宅の供給を図るのみならず、住宅の立地条件や居住環境等を含めた、居住水準の向上を図ることが必要である。

既存の町営住宅については、安全面、衛生面等に留意し修繕整備により長寿命化を図るが、老朽化した町営住宅については用途廃止等により規模を縮小していくこととする。今後の住宅需要に対応した住宅確保については、民間賃貸住宅等の民間活力の活用を検討するとともに、新たな住宅セーフティネットの構築を図る。

その他

日頃から地域の連携を深め、住宅等の耐震診断・改修を行うとともに、家庭内の耐震対策（家具の固定、飲食糧品などの備蓄、防災グッズの用意）や避難場所の確認周知などを広報誌やホームページを通じて徹底するほか、自主防災組織単位で避難訓練を実施する。

また、住宅環境の向上及び耐震化と町内の消費活動及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、住宅の改修工事、災害対策等に補助金を交付する。

（3）計画

事業計画（令和 3 年～令和 9 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5　生活環境の整備	（1）水道施設 上水道	水道施設更新・改修工事	東みよし町	
		水道配水管改良工事	東みよし町	
	（2）下水道処理施設 公共下水道	下水道管渠布設工事	東みよし町	
		下水道処理場設備、マンホールポンプ設備、管渠設備改築更新	東みよし町	

	(2) 下水道 処理施設 その他	浄化槽市町村整備推進事業　PFI 型	東みよし町	
	(3) 廃棄物 処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理施設整備事業負担金	みよし広域連合	
	(3) 廃棄物 処理施設 し尿処理施設	し尿処理施設整備事業負担金	みよし広域連合	
	(4) 火葬場	三好東部火葬場新築工事負担金	三好東部火葬場管理組合	
	(5) 消防施設	消防施設等整備事業（防火水槽整備）	東みよし町	
		消防施設等整備事業（消火栓設置）	東みよし町	
		消防団ポンプ自動車整備事業	東みよし町	
		消防団可搬ポンプ積載車整備事業	東みよし町	
		消防団可搬ポンプ更新事業	東みよし町	
		救助工作車整備事業負担金	みよし広域連合	
		池田消防署祖谷分署新築工事負担金	みよし広域連合	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	公共下水道ストックマネジメント計画策定、見直し業務 ・施設を適正に機能させるために適切な時期に改築が行えるよう計画策定・見直しを行う。	東みよし町	
		木造住宅耐震診断・耐震改修 診断 100 戸、改修 50 戸 ・南海トラフ巨大地震の発生が懸念されるため、住宅の耐震化を高める。	東みよし町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画により整備する施設等は、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能性を確保するため、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づいて管理する。

7. 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

児童福祉

未来の東みよし町を担う子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化の更なる進行をはじめ、大きく変化しているほか、子育ての環境に対する保護者ニーズも、世帯の細分化や女性の就業率の上昇などを背景に、より包括的で多様な支援が求められる状況となっている。乳幼児期における教育・保育は、生涯にわ

たる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、集団生活を通して生活習慣や自主性、社会性を身につけるなど、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育を提供する必要があり、保育所だけでなく、認定こども園を含めた教育・保育環境の充実が求められる。また、働く保護者から、幼稚園での預かり保育や児童クラブなど、放課後の子どもの居場所づくりが求められており、現在利用している施設の老朽化も進んでいることから施設整備を進めていく必要がある。

「第２期東みよし町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育て中の保護者にアンケート調査をしたところ、子育てにかかる経済的な負担が大きいと回答した方が過半数おり、子育てに伴う経済的支援の充実を求める声も大きく、子育て家庭における生活の安定と子どもの健やかな成長のため、経済的負担の軽減を図ることが重要と思われる。

高齢者福祉

本町の総人口は減少を続ける一方で、65 歳以上の高齢者は増加傾向にあり、令和２年１月１日現在の住民基本台帳による高齢化率では、34.3％となっており、住民の約３人に１人が高齢者で、今後さらに進展する高齢化に伴って支援を必要とする人は益々増えていくことが見込まれる。

また、地域の状況が変化しているなかで、生きづらさ・生活のしづらさを抱えながらも、制度の狭間に置かれているために支援を受けられない方が存在していることや、問題が複雑化し、各種支援制度の領域を超えて課題解決に臨まなければならない事案も増えてきていることが課題となっている。

高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実が求められており、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくりあげていく必要がある。

このため、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者の保健福祉の向上及び増進を図るとともに、地域のあらゆる住民が「他人事」でなく「我が事」として、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、「丸ごと」支えあう「地域共生社会」の形成を図り、支えあい、認め合いながら、自分らしく活躍し、安心して暮らしていけるまちづくりが求められている。

（2）その対策

児童福祉

「第2期東みよし町子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、未来の東みよし町を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、保護者の就労状況や家庭環境にかかわらず、全ての子どもが多様で質の高い教育・保育を受けられるよう認定こども園化に向けて保育園の園庭拡張造成整備事業など環境整備を行う。さらに、子どもや子育て家庭が安心して暮らしていけるよう、安全・安心の体制を強化するとともに、子育て家庭の負担軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進める。

また、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、待機児童の解消、学校施設の徹底活用をすることを目的として国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、幼稚園の預かり保育や放課後児童クラブを利用する共働き家庭等の利用希望等を勘案し、令和2年度から小学校高学年の児童を受け入れ、地域のニーズに基づく放課後児童クラブ等の計画的な整備を推進する。

過疎化が進む当地域においては、同世代の子どもの交流のほか、同じような子育て中の保護者の情報交

換の機会の減少や、きめ細かな子育て支援サービスが受けにくいなどの状況があることから、子育てしやすい環境の整備を図るため、保護者を含めた居場所づくりの必要もある。

このため、保育所等を利用する子どもの家庭だけでなく、全ての家庭及び子どもを対象として、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた、総合的な子育て支援を推進する。

また、令和元年度からの幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設等給食費補助事業や家庭保育応援事業に取り組むことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と児童の健全な成長の充実を推進する。

高齢者福祉

社会福祉協議会や地域包括支援センターを軸として、介護予防に向けた取り組みや医療ニーズの高い重度の要介護者の在宅ケアの推進など、在宅、医療、介護の連携を密にし、地域における包括的継続的なマネジメント体制の強化に努める。

また、地域ケア会議やケース会議などを通して、地域の異なるニーズへも個別に対応できるよう、関係機関や生活支援コーディネーターとの連携を強化し、地域課題の抽出及び必要なインフォーマルサービスの提案や充実を図る。

さらに、友愛訪問事業を継続していくことで、地域での異変の察知や支え合う体制の強化を行い、高齢者等が地域で安心して暮らしていけるよう見守り体制の充実・向上を図る。

認知症高齢者対策として、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ研修の実施により、地域全体で認知症に対する正しい知識と対応方法を身につけられるよう取り組み、認知症への理解促進を図る。

また、認知症予防を目的とした介護予防教室の開催等により、認知症予防と早期診断・早期対応についての啓発を行うとともに、認知症が疑われる人・認知症の人やその家族からの相談に対して、認知症初期集中支援チームを配置し、適切な医療や介護を受けられるよう支援体制を構築する。

在宅高齢者対策として、山間地域及びそれに準ずる平坦地域に居住する虚弱高齢者、障がい者等が在宅で自立した生活が送れるよう、高齢者移送サービス事業を展開し、町内の公共機関若しくは医療機関までを登録制で、有料にて移送しているが、その中で今後買い物難民化していく者についても支援できるよう検討する必要がある。

また、高齢者の生活圏の拡大及び社会参加の促進のため、タクシー会社協力のもと高齢者外出支援事業を行うことで、高齢者等の福祉の増進に寄与するとともに移動支援の充実を図る。

そして、地域共生社会の実現に向けて、複合的な課題を抱えている人に対して、適切な相談支援が行えるよう重層的な保護体制を構築するとともに、相談者の状況に応じた支援方法やネットワーク体制の整備を図る。

（3）計画

事業計画（令和 3 年～令和 9 年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6　子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	みのだ保育園園庭拡張造成整備事業	東みよし町	

	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	乳幼児一時預かり事業 ・家庭において一時的に保育することが困難となった乳幼児を一時的に預かることで、保護者の負担軽減を図る。	東みよし町	
		特定教育・保育施設等給食費補助事業 ・子育て世帯の経済的軽減を図り、また、児童の発達段階、健康状態に応じた食育の充実を図る。	東みよし町	
		家庭保育応援事業 ・乳児の保育を家庭で行う保護者の方の負担軽減や、生活の安定と愛着の形成を図り、児童の健全な成長に資することを目的とする。	東みよし町	
		高齢者移送サービス事業 ・山間地域及びそれに準ずる平坦地に存在する障がい者、虚弱高齢者等に移送サービスを提供する。	東みよし町	
		高齢者外出支援事業 ・日常生活の必要上の外出にタクシーを利用する場合、その利用料金の一部を助成する。	東みよし町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画により整備する施設等は、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能性を確保するため、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づいて管理する。

8. 医療の確保

(1) 現況と課題

医学の進歩や公衆衛生の普及、生活様式・食生活の変化などにより町民の健康に対するニーズは大きく変化している。当区域では、住民の健康増進を図るための施策として、健康に関する講座及び健康チェックや健康相談、各種の検診、生活機能維持向上のための事業を実施しているが、今後の課題として、各年代における住民参加を基本とした健康づくりを展開し、さらに個人に適した栄養、運動、休養、心の健康を中心にした健康管理のありかたを助言・指導していくことが必要である。

生活習慣病予防対策として、健康増進法に基づく健康診査や各医療保険者が実施する特定健康診査の町集団検診への受け入れ、30 歳代の若年層への健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、婦人がん検診などの各種がん検診を実施している。今後の課題としては現行検診事業の受診率向上、事業所における検診促進、新規事業への取り組みなど、一人ひとりの健康への意識改革や生活習慣の改善を促す施策を充実させる必要がある。

母子保健対策として、子育て世代包括支援センターを設置し、妊婦期からのきめ細やかな支援を継続し、妊婦、乳児、1 才半、2 才、3 才児健康診査の実施により異常の早期発見と予防に努めている。また、子育て不安への対策として育児相談、発達相談（必要時の検査）により育児支援体制の充実を図っている。学童に対しては、学校医により内科、歯科検診等が行われている。今後、学校、家庭、行政、関係機関等の連携による総合的な母子保健対策及び子育て支援を推進し安心して出産や子育てができる環境の充実

を図っていく。

感染症対策としては、新型コロナウイルス感染症の流行等、感染症対策の住民への周知や、予防接種法に基づき各種の予防接種を実施しているが、安心安全な接種ができ、接種率も向上するよう、接種しやすい体制づくりと継続した啓発活動が必要である。

区域内の医療機関は、医院2ヶ所、薬局薬店2ヶ所、歯科医院2ヶ所となっている。区域外には自動車で10分程度の場所に総合病院があるが、区域内には眼科、耳鼻科、整形外科等がなく医療施設は十分とはいえない。

今後の課題として、長期療養者の退院後の健康管理や寝たきりの高齢者の健康管理なども含めた、在宅医療システムの確立が必要であり、行政、福祉施設、各種医療機関、住民組織ボランティア等の相互連携により地域医療と保健、福祉の総合的なシステムの形成が重要であり、ICTを利用したネットワークの形成も効果的な手段である。また、各種検診、相談活動等の中心的機能を果たす保健センターの整備・充実を図る必要がある。

救急医療体制としては、在宅当番医による休日・夜間診療が実施されており、患者の状態により地域外の総合病院への紹介を行っている。しかしながら、当地域の救急医療体制は、救急指定総合病院への救急患者の増加、地域偏在や過酷な勤務環境により救急医療に携わる医師が不足しており、当地域を含めた県西部一体の救急医療体制を抜本的に見直し、自治体・医療機関・周辺地域が連携した地域完結型医療の構築など、地域医療の再生が必要である。

(2) その対策

健康は適度な栄養・休養・運動によって維持されるものであり、町民に対して健康度の測定、体力の測定などを通して健康づくり意識を高める。健康相談や訪問を行い、個人の健康状態に見合った健康管理のありかたについて助言や指導の充実を図る。また、生活習慣病予防のために医療保険者が実施する特定保健指導などの質や実施率の向上に寄与するための体制や施設等の環境整備を行う。

予防・検診体制の充実として母子保健対策・生活習慣病予防対策、感染症予防体制の充実を図るとともに保健センター・健康管理機能の整備・充実を図る。

また、医療体制の充実としては、内科だけでなく各種の診療科目の医療施設の充実を促すとともに、訪問看護をはじめとした在宅医療システムの確立、ICTを利用した地域保健・医療ネットワークの構築、救急医療等における地域完結型医療に向けた地域医療の再生を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年～令和9年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	予防接種、母子保健医療の確保、成人保健事業 ・心身機能低下の防止と健康の促進増進、生活習慣病等の予防・重症化を減少させ、健康寿命の栄進を目指す。	東みよし町	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本計画により整備する施設等は、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能性を確保するため、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づいて管理する。

9. 教育の振興

（1）現況と問題点

学校教育

区域内の教育施設として、中学校 1 校、小学校 2 校、幼稚園 2 園がある。

学校は、子どもたちにとって学びの場であり、災害時における地域の中核的な避難所であるとともに、地域コミュニティの拠点ともなり、地域住民にとって最も身近な公共施設である。老朽化が進む学校施設等の計画的な改修・改築・整備を図るとともに長寿命化に向けた取り組みが必要である。

山間部では、過疎化の進行により、児童数、園児数が今後数年でさらに減少すると思われる。増川幼稚園及び増川小学校が平成 17 年に廃校となり、校舎は農業体験施設として利用されている。東山幼稚園が平成 21 年から休園、東山小学校が平成 23 年から休校となっているが今後の再開は望めない状況にあるため、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃園・廃校とした。廃校後の校舎については、地域の活性化を図るための有効活用が求められる。

安全な学校づくりを実現するため、全小中学校の耐震診断を行い、各幼小中学校の耐震工事等を行ってきた。今後も老朽化対策等、児童生徒にとって、安全・安心で快適な教育環境の整備に努めていかなければならない。

遠距離通学の児童生徒に対しては、スクールバス等を運行し通学の手段を確保している。また、平坦部の通学路の安全は地域住民のスクールガードにより確保している。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成を培う重要なものである。区域内の昼間幼稚園、足代幼稚園とも小学校に隣接されており、5 歳児のみの 1 年保育を実施してきたが、女性の社会進出による共働き世帯の増加や就労形態の変化等により多様な教育ニーズが生じており、これにしっかりと対応していく必要がある。

義務教育については、急速な情報技術の革新やグローバル化、少子高齢化など社会情勢が目まぐるしく変化する時代における諸課題に対応できる、たくましく生きる力を育成する教育が求められている。

情報教育については、新学習指導要領の実施やデジタル教科書への対応と、GIGA スクール構想の実現のための ICT 環境の整備を推進中である。

特別支援教育については、昼間小学校・足代小学校・三好中学校に特別支援学級が設けられており、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を行っている。しかし、近年、軽度発達障害等で特別な支援を必要とする幼児児童生徒が増加し、普通教室にも在籍しており、幼児児童生徒個々に応じた支援が必要となっている。

学校給食については、現在 1 ヶ所の共同調理場において調理し、町内各学校・幼稚園に配食を行っており、区域内の中学校・小学校・幼稚園に対しても共同調理場において調理した給食を配送車により配送している。今後とも子どもたちへの食育の推進と栄養バランスの取れた食事の提供のため、行政規模に合った効率的で安全性の高い給食運営を行っていく必要がある。

生きることと深く結びついていく食育は、生涯学び続けていかなければならない課題である。学校にお

いては、給食を通じた食育が食物に関する知識を習得する機会となるとともに、地域の食文化や伝統を学ぶ重要な機会となり、地産地消により地域産業の活性化にもつながるものである。また、学習活動においても野菜づくりなどを通して食の大切さを学ぶ機会を得ているが、社会人に対しては、食育が進んでいないのが現状である。町民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食育の推進が求められる。

人権教育・道徳教育の推進は、差別は今も根強く存在し、同和問題をはじめ、命と人権に関わる深刻な問題が現存している。さらに、国際化・高度情報化・多様化・少子高齢化社会の変化に伴い、新たな人権問題も生じている。すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、人間の尊厳や生命の尊さを基盤にすえた人権共存社会の実現に向け、同和問題をはじめ、差別やいじめを許さない人権教育を推進するため、学校・家庭・地域が一体となった人権教育と道徳教育の総合的な取組を推進することが求められる。

表4（1）児童数・生徒数の予測　　単位：人

年　度	昼間小	足代小	東山小	増川小	三好中
平成11年	300	143	26	5	255
平成21年	180	121	5	0	172
平成27年	161	102	0	0	145
令和2年	176	102	0	0	118
令和7年	183	97	0	0	146

（令和2年5月1日現在）
（注）人口の移動がないものと仮定しての推計値
（資料）東みよし町教育委員会

表4(2)教育施設の状況

学校名		児童・生徒数								学級数（R1年）		屋内	水泳プール施設	危険校舎面積	給食施設
		S55	S60	H6	H11	H16	H21	H26	R1	普通	複式	体育館			
三好中学校		人 249	人 237	人 286	人 255	人 235	人 172	人 158	人 118	6	0	無	無	m^2 0	無
小学校	昼間小	261	319	326	300	212	180	170	176	6	0	有	有	0	無
	足代小	149	158	177	143	145	121	98	102	6	0	有	有	0	無
	東山小	43	40	22	26	18	5	休校	休校	休校	休校	－	－	－	－
	増川小	13	8	7	5	休校	廃校	廃校	廃校	廃校	廃校	－	－	－	－
	計	466	525	532	474	375	306	268	278	12	0	－	－	0	－
合計		715	762	818	729	610	478	426	396	18	0	－	－	0	－

学校名		児童・生徒数								学級	水泳プール施設	危険校舎面積
		S55	S60	H6	H11	H16	H21	H26	R1	R1年		
幼稚園	昼間幼	人 56	人 57	人 39	人 43	人 34	人 25	人 23	人 34	2	有	m^2 0
	足代幼	21	28	31	24	28	19	17	19	1	有	0
	東山幼	6	長 7 少 8	長 4 少 3	長 6 少 5	長 2 少 2	休園	休園	休園	休園	－	0
	増川幼	2	長 4 少 1	長 0 少 2	休園	休園	廃園	廃園	廃園	廃園	－	0
合計		85	105	79	78	66	44	40	53	2	－	0

（令和元年5月1日現在）

生涯学習

生きがいづくり、仲間づくり、地域の活性化のためにも、生涯学習講座は欠かせないため、今後も各種講座を開講する必要がある。

町民会議を始め、各種団体による防犯パトロールや立哨活動、子ども110番活動など実施しているが、不審者による子どもへの被害は後を絶たず、さらなる防犯体制の強化が急がれる。「緊急時の情報伝達や連絡体制ができていない」など保護者からの不安の声も聴かれる。また、町の教育環境や活動は他市町と比べて劣っているとの指摘もある。青少年が次代の本町の担い手として健全に育成されるよう、町ぐるみの体制整備のもと、健全育成活動の積極的な推進が求められる。

(2) その対策

学校教育

幼児教育の重要性を広く啓発すると共に、多種多様な教育ニーズに対応するため、地区内にある「みのだ保育園」を令和4年4月より認定こども園に移行し、昼間・足代の両幼稚園は廃園する予定である。また、家庭と保育園（認定こども園)、幼稚園（認定こども園）及び小学校の連携を強化し、就学前教育の充実を図る。

義務教育ではコミュニテイ・スクールの充実・発展に努めるとともに小中一貫推進事業を進めることにより、家庭や地域と一体となった開かれた学校や信頼される学校づくりを進め、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動することで、自分に自信を持ち、夢や自己の実現に努力する子どもを育成する。学校施設については、老朽化した校舎の劣化状況調査や耐力度調査を行うなど優先順位をつけ計画的に改修・整備を行う。

ICT教育では、一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる環境を実現する。

国際化時代、交流時代に対応するため外国語指導助手（ALT）の増員などにより、国際性豊かな人材の育成に努める。

特別支援教育では各学校の実態を踏まえた人数の特別支援教育支援員を配置し、教師と協力して児童生徒一人一人の教育ニーズに応じたきめ細やかな教育を行う。また、教育、医療、福祉の各団体等の連携強化により、幼児期から成人に至る切れ目のない支援を行う。

学校給食では、次世代を担う子どもたちに安全で栄養バランスの取れた食事を提供するため、常に良質な食材を確保し、衛生管理を徹底した調理を行うとともに、適切な給食施設の維持管理と老朽化した施設・設備を更新し、安心して喫食できる給食の提供に努める。

生涯にわたって健全な食生活を実践できる力を育むため、他部署との連携を図りながら、肥満や生活習慣病の防止を目的とした料理教室等を開催し、食育についての意識を高める。他部署とも連携を取りながら、ふれあい講座やいっぷく塾の中で料理教室を開講し、食事についての意識を高める。

人権講演会、人権フェスタ、地区懇談会を始めとする研修会や、人権啓発のための人権標語・人権啓発グッズの作成など、同和問題をはじめとする人権差別のない人権尊重の町づくりを目指す人権教育・啓発の効果的な推進に努める。また継続的に人権課題の解決に取り組んでいくため、人権教育推進協議会と連携し活動の支援を行う。

生涯学習

手芸教室、エコクラフト教室、フラワー教室、元気アップ体操教室などの生涯学習講座を引き続き実

施するとともに、内容の充実を図る。また、より多くの町民が生涯学習講座に参加するよう、新規受講者の獲得とともに、新しい講座の開催を検討していく。

町民の誰もがICT技術の恩恵が受けられるよう、生涯にわたるICT教育講座の開設と、技術の進化に対応した内容の充実に努める。また、公民館活動の運営を支援し、地区活動の活性化を図るため、生涯学習活動の場の確保を図る。

さらに、町民の憩いの場、学習の場、町民の生活、文化、教養の向上と福祉の増進に寄与することを目的として公民館を活用するにあたり、安心で安全な施設提供を行うため、老朽化した公民館施設の修繕及び耐震化補強や使用頻度が高い公民館施設の建替え・新設などの環境整備を行う。

ふれアリーナみよし、町民柔剣道場、社会体育活動に使用する町内小・中学校体育館及び運動場について、町民の体育・スポーツ活動振興のための活動場所を提供するとともに、利用に支障がないよう施設の整備・充実に努める。

東みよし町立歴史民俗資料館や東山旧交館において、考古学的資料、歴史上価値ある資料を収集・整理・保管し、総合的な研究及び古文書のデーター化を行い、展示公開等を通じて多数の歴史・民俗文化の次代への継承や、学校との連携による教育普及に取り組む。さらに、文化団体や学校と連携し、資料館や旧交館での作品展示を行いながら資料館や旧交館の魅力アップと文化の高揚を図る。

「子どもは地域の宝」を合言葉に、三好警察署・学校・地域と連携しながら、青少年の非行防止やいじめ、児童虐待などの防止啓発活動や防犯パトロールを実施している青少年育成東みよし町民会議が主体となり、地域ぐるみでの青少年の健全育成活動を支援を行う。また、青少年が被害者にも加害者にもならないよう、地域の防犯団体を町のパトロール隊に登録し、健全育成体制の充実と環境整備を推進する。

地域における安全確保を図るため、地域安全パトロールや不審者情報の連絡体制の構築と情報提供を行う。有害環境浄化活動の推進については、管内重点箇所に白ポストを設置し、有害図書・ビデオの回収など、青少年への悪影響を排除し、環境浄化に努める。

放課後の空き教室を活用し、小学生の保護者や周辺地区の住民ボランティアの安全管理委員による放課後子ども教室を開催し、子どもたちが安心して安全に過ごせる空間を提供する。教室では安全管理員の特技などを活用し、普段の学校の授業では体験できない多種多様な活動を実施することで、教室に参加する子どもたちの教養を深める。また、活動中は「あいさつをする」、「靴をそろえる」などの教室のきまりを守ることにより、子どもたちのマナーアップにも役立てられる。

町内の小学生を対象に土曜楽校を開講し、三加茂陶芸クラブの協力による陶芸教室など様々な団体と連携した教室を開催し、児童のものづくり体験の機会と、児童・保護者・講師による三世代交流の場を提供するとともに、講師から子どもたちへの経験・知識の継承を進める。

地元の文化を活用した「文化による国際交流」を行える基盤づくりのため、ふるさと学習（仮称）を通して、ふるさとを知り、ふるさとを海外にPRすることにより、国際交流を促進する。東みよし町出身者で海外在住の方と連携をとり、その地域と交流ができないかを検討していく。

（3）計画

事業計画（令和3年～令和9年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考

8　教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	昼間小学校特別教室棟改築工事	東みよし町	
		昼間小学校校舎教室等改修工事	東みよし町	
		足代小学校校舎教室等改修工事	東みよし町	
		三好中学校校舎教室等改修工事	東みよし町	
	(1) 学校教育関連施設 屋外運動場	足代小学校屋内運動場照明器具取替工事	東みよし町	
		昼間小学校屋内運動場照明 LED 化工事	東みよし町	
		足代小学校防球ネット建替え工事	東みよし町	
		足代小学校グラウンド照明建替え工事	東みよし町	
	(1) 学校教育関連施設 スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	東みよし町	
	(1) 学校教育関連施設 給食施設	学校給食配送車購入事業	東みよし町	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	三好地区公民館耐震化工事	東みよし町	
		中央公民館建替え工事	東みよし町	
		昼間公民館新設工事	東みよし町	
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	ふれアリーナみよし・柔剣道場 LED 化工事	東みよし町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	スクールバス等運行事業 ・休校となった学区の生徒の通学手段を確保する。	東みよし町	
		東山旧交館管理委託料 ・遊休施設を活用し、展示公開等行うことで多数の歴史・民俗文化の次代への継承や、学校との連携による教育普及に取り組む。	東みよし町	
		青少年健全育成啓発運動補導活動 ・安心・安全な環境のもと、青少年の健全育成ができる町づくり・社会づくりを行う。	東みよし町	

		生涯学習充実事業 青年・女性・高齢者の研修講座 ・町民一人ひとりが、生涯にわたり、自分に合った場所で自らを高める学習の場・町民同士の交流の場を提供する。	東みよし町	
		人権問題啓発事業 各種社会教育団体の研修 ・各種講演やイベントを行い人権差別のない安心で安全な町を目指す。	東みよし町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画により整備する施設等は、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能性を確保するため、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づいて管理する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

当区域の集落は、平坦地域(自治会 82)と山間地域(同 17)に大別される。そのうち世帯数 1～10 戸の集落は、山間部で 5 集落、平坦部で 23 集落ある。山間部は地形的に隣接集落との距離はあるが、交通通信体系もある程度整備され、医療その他の日常生活について多少不便は感じつつも、土地に対する執着と、地価の割高感等により現在のところ移転の希望は少ない。また、平坦部の集落では新しく転入してきた世帯が集落に加入しないケースや団地等の入居者が独自のコミュニティを形成する等が増えており、従来型の地域コミュニティが変化しつつある。

(2) その対策

ハード面では生活環境整備(下排水処理施設)と交通通信体系の整備(町道等の整備)を中心にまたソフト面では、集落や町内会という組織を超えて地域が一体となって取り組める行事(体育祭、夏祭り、ボランティア活動)を計画し地域の連帯感を深めるとともに、高速道路利用者等の地域外より訪れる人々との交流を図り、地域の魅力を高めていく。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

児童数の減少に加え、スポーツ少年団への入団率が平成 29 年度に 22.7%から令和元年度には 19.5%と減少しており活動に支障が生じてきている単位団もある。また、スポーツをはじめとする趣味・娯楽等の多様化により、町内で開催される各種体育大会行事の参加者に偏りがある。アンケート調査結果によると、「普段どれくらい運動をしていますか？」という質問に対し、「していない」と答えた方は全体の約 45 パーセントを占めている。理由として「時間がないから」「健康上の理由から」といった項目が挙げられていることから、今後、町民の方々が、それぞれの体力や生活に応じて気軽に体を動かせるような機会を作っていく必要がある。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、本町の児童生徒の結果は、徳島県平均値を下回る種目が少なくない。また、朝食の未摂取の割合や肥満傾向の児童生徒の割合も一定程度あることから、子どもたちの健康づくりを推進するため、引き続き、運動習慣の確立と望ましい生活習慣の形成に

向けた取組を進める必要がある。

東みよし町における豊かな文化の伝承・創造と普及発展を図り、町民の文化的生活の向上に寄与することを目的に活動を行っているが、文化活動団体の一つである文化協会においては少子高齢化などの影響により加盟団体・会員数ともに減少傾向にある。幅広く文化活動ができるよう、若い人でも参加しやすい環境づくりや、新たな活動の発掘、文化協会への参加加盟の推進などを図り、町ぐるみで文化活動の高揚を図る。

うるおいのある生活の確保と個性的な文化の継承・創造に向け、住民主体の芸術・文化活動を一層促進していく必要がある。

町の宝として存在する文化財やそれを保護・展示する東みよし町立歴史民俗資料館だが、来館者は平成29年度の1,851人から減少傾向である。アンケート結果では「利用したことがない」と回答した方が70%以上を越えており、PR方法や活用を検討することが必要となっている。文化財については、アンケートによると、文化財の保護・活用に関して活用していくべきと回答した方が10%未満である。今後、文化財は保護・活用を行いながら、町の発展に活かしていくべきものであり、町の宝である「文化財」を広く周知を行っていくものと考える。

（2）その対策

小学生のスポーツ活動（野球、バレーボール、サッカー、ソフトボール、柔道、剣道）にかかる運営費の補助を行います。現在、児童数の減少により、活動が困難な単位団が出てきていることから、団員数の確保が課題となっているため、団体の周知活動を継続して取り組む。

また、スポーツへに対する町民の興味と関心と競技への参加意欲を高めるため、1月3日～6日に行われる徳島駅伝競技へ参加する選手団への補助を行うとともに、運営委員会や実行委員会の開催、大会の告知、資料作成、会場設営準備等の運営支援を行う。

幼児から高齢者までの地域住民を対象とする総合型地域スポーツクラブである東みよし町総合型地域スポーツクラブ「おおくすクラブ」に対する活動支援として活動補助金を交付するとともに、活層への協力などクラブとの連携を図る。さらに、スポーツ活動の普及推進を図るとともに、体協協会として各種スポーツ団体をまとめることにより町民の体力向上、競技力の向上と町民へのスポーツ意識の高揚を図ることを目的として、体育協会への運営補助金を交付するとともに、よりよい大会が実施できるよう支援する。

町のスポーツ振興やスポーツ活動の普及推進のため、各協会を支援するとともに、住民に対してスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行うスポーツ推進員の活動と育成を支援する。また、町民の健康増進と親睦・融和を図り、明るく活力みなぎる東みよし町の発展に寄与することを目的に、町民運動会や生涯学習講座（体操教室等）を開催する。

幅広い年齢層が興味を持つような活動や生涯学習教室を開講することにより、文化活動を身近なものと捉える機会を作る。新たな文化活動をピックアップし、より多くの方が文化に接する機会を増やせるよう取組む。住民のニーズにあった文化活動を提供するため、講座内容を検討した上で、専門知識のある講師による文化講座を開講していく。

地域文化の継承に向けて、関係団体や関係者と連携し、地域の伝統文化・伝統芸能の保護及び保存する取組を推進する。芸術・文化の振興に向けて、芸術・文化の鑑賞機会の確保を図るとともに、幅広い世代

を対象とした普及活動を実施し、東みよし町の文化・芸術の担い手を育む。

運営事務の支援や補助金の交付などを行い、文化協会会員が活動しやすい環境を整えるとともに、文化協会に加入している団体・個人の活動の活性化を図る。東みよし町文化まつりを開催し、町民文化の発表の場の確保と鑑賞機会を提供する。地域文化の一層の振興に向けて、今後も芸術・文化団体の育成と指導者の確保・育成を推進する。

指定文化財及び指定外文化財や埋蔵文化財等の適切な保存・活用に努め、文化財についての知識を深めるとともに、その保存・愛護・活用への認識を高める。文化財保護団体に対し、文化財保護活動のための支援を行う。文化財保護審議会及び資料館運営委員会の活動により文化財の保存・活用に努める。

東みよし町の豊富な文化財について、より多くの人が知識を深めるとともに、その保存・愛護・活用への認識を高めるため、町内の文化財を巡る「歴史ウォーキングラリー」を定期的に開催する。外部の専門家や文化財保護審議委員を講師として文化塾を実施し、塾生の地元文化の再認識と文化財の見識を深める。

貴重な無形文化財である三番叟まわし・箱まわし・人形浄瑠璃・獅子舞・宵宮神事・青年太鼓などの保存と伝承を図るため、各種イベントや法市農村舞台での公演を実施するとともに、小中学生などへの伝承活動を関係団体と連携して推進する。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年～令和 9 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10　地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化財保護事業 文化財の保護、収集、展示 ・指定文化財及び指定外文化財や埋蔵文化財等の適切な保存・活用に努め、文化財についての知識を深めるとともに、その保存・愛護・活用への認識を高める。	東みよし町	
		文化まつり 各種文化行事等 ・文化協会会員が活動しやすい環境を整え、振興を図るとともに、文化協会に加入している団体・個人の活動を活性化させる。	東みよし町	
		農村舞台公演 ・指定文化財及び指定外文化財や埋蔵文化財等の適切な保存・活用に努め、文化財についての知識を深めるとともに、その保存・愛護・活用への認識を高める。	東みよし町	
		町民運動会 各種体育行事等イベント ・スポーツを通じて互いに交流することで親睦を図る。	東みよし町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画により整備する施設等は、適切かつ良質なサービスを維持し、将来にわたる財政面での持続可能

性を確保するため、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づいて管理する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町では、平成 30 年 11 月に日本アジアグループ株式会社との共同で「みよしエナジー株式会社」を設立し、小売電気事業を開始している。地域林業等の活性化による森林資源の利活用、さらに木質バイオマスなどの再生可能エネルギー資源の利活用を推し進める。

(2) その対策

本町の自然的特性を活かしたエネルギーの利用及び土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用推進を行っていく。その中でも、太陽光発電については災害時に強い自立・分散型エネルギーとして、また、荒廃農地の有効利用や生産・経営の向上に資するエネルギーとして、活用可能な形で、その導入を促進する。

また、バイオマスエネルギーについては、木材の生産段階で発生する枝葉や加工段階で発生する端材など未利用の木質資源が豊富に存在しているため、新たなエネルギー源としての活用を促進する。

事業計画（令和 3 年度～令和 9 年度）　過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	空き家改修支援事業	東みよし町	空き家整備を行い移住・定住を促進することで、社会増を生む。
2 産業の振興	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	稚魚放流事業淡水魚放流補助	三好河川漁業協同組合	水産資源の維持・充実を図り、地域水産物の特色を活かしたブランド化を推進することができる。
		吉野川ハイウェイオアシス周辺施設運営補助事業	東みよし町	観光拠点周辺を整備することで、地域の活性化を生む。
		吉野川スマート IC 利活用推進観光活性化事業	東みよし町	観光拠点周辺を整備することで、地域の活性化を生む。
		鳥獣害防止対策事業侵入防止柵設置補助	東みよし町	鳥獣害対策を行うことで、長期的に農家の支援をすることができる。
		企業誘致プロモーション事業・優遇支援事業	東みよし町	地域産業の活性化を図ることで、社会増を生む。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	IP 告知放送事業	東みよし町	行政情報や緊急放送等を発信し、安全に暮らせるまちづ

				くりを進めることで、社会増・減の抑制を生む。
		新住民情報告知システム保守管理委託事業	東みよし町	行政情報や緊急放送等を発信し、安全に暮らせるまちづくりを進めることで、社会増・減の抑制を生む。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	町営バス運行事業 東みよし町役場ー阿波池田バスターミナル間	東みよし町	住民の交通の利便性向上を図ることで、移住・定住など社会増・減の抑制を生む。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	公共下水道ストックマネジメント計画策定、見直し業務	東みよし町	住民の生活環境の向上を図ることで、移住・定住など社会増・減の抑制を生む。
		木造住宅耐震診断・耐震改修診断 100 戸、改修 50 戸	東みよし町	住民の生活環境の向上を図ることで、移住・定住など社会増・減の抑制を生む。
6 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	乳幼児一時預かり事業	東みよし町	保護者の負担を軽減させるなど子育て環境の整備を行い、自然増及び社会増・減の抑制を生む。
		特定教育・保育施設等給食費補助事業	東みよし町	保護者の金銭負担をすることで、子育て環境の整備を行い、自然増及び社会増・減の抑制を生む。
		家庭保育応援事業	東みよし町	保護者の負担軽減や生活の安定を図ることで、子育て環境の整備を図り、自然増及び社会増・減の抑制を生む。
		高齢者移送サービス事業	東みよし町	障がい者、虚弱高齢者等が在宅で自立した生活を送ることができ、社会増・減の抑制を生む。
		高齢者外出支援事業	東みよし町	生活範囲の拡大と社会参加を促進し、生きがいのある生

				活を支えることで、社会増・減の抑制を生む。
7 医療の確保	（3）過疎地域持続的発展特別事業	予防接種、母子保健医療の確保、成人保健事業	東みよし町	健康増進を行うことで、医療費等抑制を生む。
8 教育の振興	（4）過疎地域持続的発展特別事業	スクールバス等運行事業	東みよし町	児童・生徒の通学手段を確保することで社会増・減の抑制を生む。
		東山旧交館管理委託料	東みよし町	展示公開等を通じて歴史・民族文化の次代への継承を行うことができる。
		青少年健全育成啓発運動補導活動	東みよし町	健全育成体制の充実を図ることで、地域における安全確保を行うことができる。
		生涯学習充実事業 青年・女性・高齢者の研修講座	東みよし町	講座や教室を開催することで、次代への経験・知識の継承を進めることができる。
		人権問題啓発事業 各種社会教育団体の研修	東みよし町	人権尊重のまちづくりを目指し、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めることができる。
10 地域文化の振興等	（2）過疎地域持続的発展特別事業	文化財保護事業 文化財の保護、収集、展示	東みよし町	展示公開等を通じて歴史・民族文化の次代への継承を行うことができる。
		文化まつり 各種文化行事等	東みよし町	地域の伝統文化・伝統芸能の保護及び保全を行うことができる。
		農村舞台公演	東みよし町	地域の伝統行事を開催することで、次代への継承を行うことができる。
		町民運動会 各種体育行事等イベント	東みよし町	町民の健康づくりを支援するとともに、町民の健康増進と親睦・融和を図ることができる。